

## 業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和5年4月～6月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。（№450, 451, 452を除く。）

※令和5年11月30日、492番～503番を追加しました。

※令和6年11月30日、504番～506番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	令和5年度浜松市勤務時間管理システム保守業務	富士通Japan株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	3,334,848	浜松市勤務時間管理システムは富士通Japan株式会社が著作権等を保有するパッケージシステムを利用していることから、本システムの保守を行う本業務は、同社のみで可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2085)
2	浜松市人事給与システム等改修（地方公務員の定年引上げ対応）業務	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	18,480,000	今回、改修を行う人事給与システム等は、富士通 J a p a n 株式会社（浜松支店）のパッケージ製品を浜松市用にカスタマイズしたものであり、その開発、導入及び保守・管理を同社が行っていることから、システム改修することが可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2081)
3	新規採用職員接遇研修業務委託	株式会社SSプレイン	R5. 4. 5	2,640,000	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3・4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	令和5年度人事考課研修業務 (①人事考課基礎、②育成面談能力向上)	学校法人産業能率大学	R5. 4. 7	1,670,570	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者に代替することは困難であるため。また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
5	職場の接遇センスアップ研修業務 (①接遇向上リーダー育成、②接遇意識・スキル向上)	株式会社日本マネジメント協会	R5. 5. 1	1,041,100	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3・4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
6	新任監督者研修業務（マネジメント能力向上）	株式会社行政マネジメント研究所	R5. 5. 2	1,094,640	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3・4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
7	キャリアデザイン研修業務	株式会社ビーコンラーニングサービス	R5. 5. 22	1, 521, 059	<p>業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。</p> <p>当該事業者は、令和元年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和2~4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。</p> <p>以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話 : 053-457-2088)
8	2年目職員（文章力向上・プレゼンテーション能力向上）研修業務委託	株式会社話し方教育センター	R5. 6. 20	1, 191, 040	<p>業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。</p> <p>当該事業者は、令和元年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和2~4年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。</p> <p>以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話 : 053-457-2088)
9	包括外部監査	内山 昌美	R5. 4. 1	14, 616, 000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があり、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話 : 053-457-2798)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
10	令和5年度浜松市職員のストレスチェック制度及び研修等業務	株式会社フジEAPセンター	R5. 6. 1	10,749,00	ストレスチェック結果の経年変化の把握とストレスチェックの分析を踏まえた研修を行い、集団分析をはじめとするメンタルヘルスに関し、専門的知識と実績に基づくノウハウの提供や助言ができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部職員厚生課 (電話 : 053-457-2638)
11	令和5年度浜松市住居表示システム運用保守及び区再編に係るシステム変更・データ修正業務	株式会社フジヤマ	R5. 4. 1	1,672,000	浜松市住居表示システムは株式会社フジヤマにより構築され、運用保守も行っていた（契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）。また昨年度、システムをオンプレミス環境からフジヤマのLGWANクラウド環境に移行した（クラウド移行に係るシステム改修契約期間：令和4年9月9日～令和5年3月31日）。システムを安定運用するためには、同システムを構築し、クラウド環境を提供している同社でなければ対応できない業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部文書行政課 (電話 : 053-457-2246)
12	SDGs推進プラットフォームイベント等開催事業	株式会社エイエイピー浜松支店	R5. 6. 1	4,587,000	公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話 : 053-457-2241)
13	浜松市小学生SDGsアイデアコンテスト等実施業務	株式会社ヘッドライン	R5. 6. 1	4,500,500	世界の子どもたちが集まり、平和で豊かな世界についてみんなで表現し合い、語り合う「国連を支える世界こども未来会議」の主催はBEYOND 2020 NEXT FORUMであり、その幹事会社が株式会社ヘッドラインである。本市の代表を「国連を支える世界こども未来会議」に参加させ、子どもたちのアイデアをミニチュアにして展示する等の調整ができるのは株式会社ヘッドライン以外に無いことから、本業務について随意契約を締結するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話 : 053-457-2241)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
14	令和5年度浜松市トライアル逆参勤交代事業運営業務	一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会	R5. 6. 30	1,760,000	東京圏を中心とする企業に勤務する社員等が地域の課題解決や、活性化につながる取り組みを模索し、自身や所属企業の持つネットワークを活用して、関係人口創出を目指す「トライアル逆参勤交代事業」は、東京都丸の内にて開催されている市民大学「丸の内プラチナ大学」において実施されているものであり、本業務を実施できるのは、「丸の内プラチナ大学」を企画運営している一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 (電話 : 053-457-2241)
15	令和5年度浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	41,338,000	本業務は地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、日本語教師の資格を有し、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要である。日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359)
16	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市外国人の子供の就学促進業務）	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	41,305,000	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、日本語とポルトガル語のバイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングの実施可能な資格を有する人材が必要である。浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を有し、不就学等就学に課題を抱える家庭への訪問調査、就学支援教室の開催、カウンセラー派遣等の本業務に必要な内容を全て包括して実施可能な唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
17	令和5年度浜松市外国人学習支援センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	38,775,000	当センター業務は、生活者としての定住外国人等を対象に、総合的な学習支援施策を講ずるとともに、地域における学習支援体制の充実を図るものであり、外国人の日本語教育・指導のための専門知識や経験及び多文化理解に関する幅広い知見と人的ネットワークが必要であるとともに、日本語教師等の有資格者、文化庁地域日本語教育コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による遂行が不可欠である。当該要件を満たし、日本語学習等支援者養成講座等、複数の講座を総合的に実施できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359)
18	浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	29,502,000	当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、相談員への指導を行うソーシャルワークに精通した人材、出入国管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。 多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359)
19	令和5年度浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	28,336,000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。 多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話 : 053-457-2359)
20	令和5年度浜松市デジタル・マーケティング相談支援及び人材育成業務	株式会社キネッソジャパン	R5. 5. 16	3,595,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	令和5年度 Hamamatsu ORI-Project運営支援事業 業務委託	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R5. 5. 1	2,940,300	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
22	令和5年度官民連携プラットフォーム運営支援業務	株式会社日本総合研究所	R5. 5. 11	5,000,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
23	令和5年度浜松市DX人材育成研修業務	一般社団法人シビックテック・ラボ	R5. 5. 15	4,785,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
24	浜松市汎用電子申請システムサポート業務	株式会社グラファー	R5. 4. 1	1,100,000	本業務は、「浜松市汎用電子申請システム」の利用方法、電子申請のフォーム作成のサポートを目的としており、開発業者である当該業者が、本業務を履行できる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	令和5年度 業務改革・改善活動支援業務	株式会社ガバメイツ	R5. 5. 29	5, 643, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
26	令和5年度マイナポイント事業運営支援業務	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 4. 1	55, 000, 000	国の第2弾マイナポイント事業のカード申請期限の延長及びマイナポイント申請期限をR5.5月末まで延長することが、R5.2.17に国から発表され、R5.4月以降も継続して住民への支援を実施できるのは、R5.3月現在もマイナポイント事業を受託している当該業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
27	令和5年度 マイナンバーカード交付関係事務等業務委託	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 4. 1	8, 552, 060	国の第2弾マイナポイント事業のカード申請期限の延長及びマイナポイント申請期限をR5.5月末まで延長することが、R5.2.17に国から発表された。 住民異動が多く窓口が混雑する4月も、引き続きマイナンバーカード交付関係事務補助及びマイナンバーカード申請サポートを行う必要があり、R5.4月も継続して事業実施可能なのは、R5.3月現在もマイナンバーカード交付事務支援事業を受託している当該事業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
28	令和5年度モビリティサービス推進コンソーシアム運営支援業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所	R5. 5. 26	4, 114, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
29	令和5年度デジタル技術相談人材育成業務	株式会社東海道シグマ	R5. 6. 30	1,999,360	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
30	令和5年6～9月マイナポイント事業運営支援業務	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 5. 23	58,190,000	国の第2弾マイナポイント事業のマイナポイント申請期限をR5. 9月末まで延長することが、R5. 3. 31に国から発表された。会場、事業規模等の調整、業者側での人員確保等の準備期間が必要になるため、6月からも継続して本事業を実施できるのは、現契約者である当該業者のみであり、コールセンター業務については、業者が替わると電話番号が変わってしまうため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
31	浜松市マイナンバーカード申請支援事務	日本郵便株式会社 東海支社	R5. 4. 1	1,311,200	本業務は、市民に身近な支援場所として、郵便局を選定して実施するもの。市内郵便局での実施については当該業者がとりまとめをしているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話 : 053-457-2454)
32	グループウェアシステム運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R5. 4. 1	20,768,000	グループウェアの運用保守業務に「職員情報連携システム」を用いたアカウント等の連携作業がある。当該システムは構築した遠鉄システムサービス株式会社がプログラムの著作権を有しており、同社でしか保守できないため、グループウェアシステムの運用保守が可能な事業者は、遠鉄システムサービス株式会社を除いてほかにない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2722)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	コアラ（職員総合システム）業務改善調査	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	8,492,000	当該業務については、コアラ（職員総合）の著作権を有する富士通Japan株式会社以外では業務を遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2722)
34	令和5年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	17,194,650	現在の行政情報系ネットワーク構築は平成29年度に日本電気が行ったものであり、日本電気が著作権を所有するソフトウェア等を使用しているため、そのネットワーク運用業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723)
35	令和5年度LGWANネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	1,138,500	LGWANネットワークへ接続する浜松市環境の設計・構築は平成30年度に日本電気株式会社が行ったものであり、日本電気株式会社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しているため、そのネットワーク運用業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723)
36	令和5年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	2,574,000	現在のオンライン業務端末システム用サーバは令和3年度に日本電気株式会社が構築を行い、日本電気株式会社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており、他の事業者では保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	令和5年度ネットワーク連携システム運用業務	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	3,247,200	本システムは富士通Japan株式会社が著作権を持つソフトウェアで設定しており、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723)
38	令和5年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	R5. 4. 1	19,470,000	現在の地域情報系ネットワーク構築は平成27年度に西日本電信電話株式会社が行ったものであり、西日本電信電話株式会社が独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723)
39	令和5年度地図情報システム(GIS)運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R5. 4. 1	7,678,000	本システムは令和2年度の機器更新時に株式会社インフォマティクスが著作権を持つソフトウェアで設定しており、メンテナンス作業やシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723)
40	令和5年度浜松市二要素認証システム運用保守・機器更新業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	24,900,700	既存の二要素認証システムは日本電気株式会社に著作権のあるソフトウェアを使用して構築、設定を行っており、他の事業者による設定作業およびメンテナンスが不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	令和5年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R5. 4. 1	9,097,000	パソコン監視・遠隔制御システムの運用をできるのは、浜松市が導入しているシステムライセンスを扱うことができるパートナー事業者である遠鉄システムサービス株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2723)
42	令和5年度 浜松市役所本庁舎駐車場交通誘導警備業務	タイムズサービス株式会社 業務推進本部	R5. 4. 1	21,238,800	業務遂行に必要な本庁舎駐車場の精算機等機器の操作、満空管理設定、出入口ゲートの開閉作業が、現在本庁舎駐車場を運営（貸付契約により）しているタイムズ24株式会社のグループ会社で警備業の認定を有するタイムズサービス株式会社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話 : 053-457-2278)
43	浜松市本庁舎非常用発電機保守点検業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社名古屋支店	R5. 4. 1	2,563,000	本設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については、製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに万一の事故時には、原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならぬため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 (電話 : 053-457-2278)
44	令和5年度 土木設計積算システムデータ等更新業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R5. 4. 1	6,798,000	当システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話 : 053-457-2426)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
45	令和5年度 建設総合情報システム等保守管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R5. 4. 1	6,732,000	当システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話 : 053-457-2426)
46	令和5年度 収納管理システム等区再編対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	6,358,000	現行の浜松市税の収納管理システム及び業務共通システムは、日本電気株式会社のパッケージシステムであり、プログラム等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外に改修等の業務を行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話 : 053-457-2261 )
47	令和5年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R5. 4. 3	2,500,000	本事業は、税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するには市内の税関係団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話 : 053-457-2261 )
48	固定資産税評価地理情報システム保守運用業務	株式会社フジヤマ	R5. 4. 1	6,578,000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話 : 053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
49	償却資産業務支援システム保守運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	2,420,000	<p>償却支援システムは、当課職員がアクセスできるファイル共有サーバー内のMsAccessのデータベースを、職員の端末から更新するシステムであり、システムの構築のみならず、その後の保守運用支援が重要となる。その際、実際のデータを使って検証する必要があるため、保守運用支援を行うためには次の要件を満たす必要がある。</p> <p>①業者はファイル共有サーバーへのアクセスができないため、浜松市(地域情報センター)に類似環境を構築するサーバー、端末を用意すること。</p> <p>②データを外部に持ち出さずに、用意した類似環境を用いて作業する場所を確保できること。</p> <p>これらの条件を満たし、この委託業務を行える業者は、当該業者以外にはないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話 : 053-457-2156)
50	固定資産税、家屋評価システム等改善調査業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	9,009,000	固定資産税システム、家屋評価システム、業務共通システムは、日本電気株式会社と契約したパッケージシステムを利用していることから、同システムの業務改善にかかる影響調査は、日本電気株式会社でなければ行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話 : 053-457-2629)
51	時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協会協同組合等特定業務委託共同企業体	R5. 6. 19	10,103,500	<p>①同じ対象地点における評価を異なる時点での条件や観点の差異なく行うために、標準宅地の鑑定評価に関わった不動産鑑定士が所属していること。</p> <p>②市内全域に所在する時点修正対象地点（835地点）の下落状況の調査を遅滞なく行えること。</p> <p>③公的価格との均衡及び市内全域での均衡の取れた下落修正を行うために、調査を行う鑑定士間で情報交換及び調整を図ることができること。</p> <p>以上の条件を満たすのは今回結成された共同企業体においてほかにはないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話 : 053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
52	令和5年度 滞納管理システム区再編対応業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	1,859,000	区再編により滞納管理システム上で独自に管理している送付先や勤務先情報の更新作業が必要となる。また住民情報システムも改修され、住所や所在地のデータ連携の検証・移行テスト・本番適用が必要になる。現在の滞納管理システムや連携元となる住民情報システムは日本電気株式会社のものを使用しており、他の事業者による改修が不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話 : 053-457-2268 )
53	浜松市滞納整理業務BIツール環境運用支援及び保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	2,645,500	BIツールは滞納整理方針決定の支援、滞納処分の平準化を図るための補助的ツールであるが、現在使用しているテンプレートは、平成30年から職員の滞納整理のノウハウを日本電気株式会社によって可視化したものであり同社に帰属しているため、他事業者と契約した場合には費用と時間をかけて一からテンプレートを作成する必要がある。また、テンプレートが正常に表示されないなど障害発生時の原因分析、復旧作業を迅速に対応するためには、BIツールに関する構成を正確に把握しないなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話 : 053 -457-2268 )
54	住民記録システム等改善調査業務	非公開	R5. 4. 1	12,298,000	住民記録システムおよび住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システムは、契約相手のパッケージソフトを使用して構築し、著作権を有しているため、システムに関する業務改善調査は契約相手しか行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)
55	令和5年度東区役所ほか4施設窓口受付システム保守業務	グローリー株式会社 静岡営業所	R5. 4. 1	2,019,270	契約の対象となる窓口受付システムは、グローリー株式会社静岡営業所が設置・構築したものであり、保守業務委託は同社でしかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
56	戸籍附票システム標準化 Fit&Gap分析等調査委託	非公開	R5. 4. 12	3, 289, 000	標準準拠システムへの移行は全国の全市区町村に課された課題であり、令和7年度末までに完了することが責務とされており、その移行計画において現行システムと標準仕様との比較分析調査が必須とされている。この分析調査を遅延や遺漏等なく進めるためには、現行システムを熟知している必要があるため、現行システムを開発提供、運用保守を行い、かつその権利を有する契約相手にしか委託できない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民都市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)
57	浜松市書かないワンストップ窓口システム運用保守業務	株式会社北見コンピューター・ビジネス	R5. 4. 1	28, 417, 400	契約の対象となる書かないワンストップ窓口システムは、株式会社北見コンピューター・ビジネスのパッケージ製品であり、著作権を有する同社が提供を行っているため、保守業務は株式会社北見コンピューター・ビジネスしか実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民都市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)
58	令和5年度法改正に伴う住基ネットシステム設定等業務委託	非公開	R5. 4. 12	8, 384, 200	法改正に対応するためのシステムパッケージソフトを令和2.3年度に契約相手から購入しているため、作業は同社製のパッケージソフトを使用することが前提となる。また、契約相手のパッケージソフトに著作権を有しているため、設定作業及び技術的支援は同社しかできない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民都市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)
59	浜松市戸籍等作成入力業務 (継続)	株式会社エイジェック 静岡オフィス	R5. 6. 1	7, 392, 000	区再編に伴う体制変更や法改正の影響により業務委託の仕様（人員や作業内容等）が、令和6年1月以降に大きく変更されることが見込まれる。契約途中での仕様変更を回避するため、新規の長期契約（3年間）は区再編の時期に合わせることになった。現契約満了から区再編までの短期間の業務を滞りなく実施できるのは、現委託業者のみであるため、随意契約をするもの。（一般競争の場合、業務引継ぎ期間、事務マニュアル作成、人材確保及び研修が発生する。）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民都市民生活課 戸籍住基担当 (電話 : 053-457-2834)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
60	令和5年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R5. 4. 1	2,461,000	浜松市自治会連合会は、市内の全単位自治会を統括しており、市が依頼する行政連絡文書配布等の業務を円滑に実施させることができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2094)
61	令和5年度浜松学生ボランティアネットワーク事業運営業務	学生F R E S H	R5. 4. 10	1,250,000	当該団体は、本市を拠点に活動する学生の任意団体である。社会貢献活動を実践してきた経験を生かし、市民、市民活動団体、事業者及び市と学生のマッチング相談、学生への助言や既存の学生団体との連携等を行うことができる学生団体は他には見られないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2094 )
62	令和5年度浜松市中山間地域ラジオ発信事業業務	浜松エフエム放送株式会社	R5. 4. 1	1,716,000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要がある。そのため市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送しているコミュニティエフエム放送局であることが必要である。以上の要件を備えた市内唯一の放送局であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243 )
63	令和5年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R5. 4. 1	1,950,000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・浜松山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。 これらの要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者は他に見当たらないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
64	令和5年度浜松市中山間地域交流デラックス事業業務委託	天竜デザイン事務所	R5. 5. 12	2,000,000	<p>業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。</li> <li>・市内中山間地域の実情に精通していること。</li> <li>・事業プランニング支援などの実績があること。</li> </ul> <p>天竜デザイン事務所は、令和5年度の隊員のマネジメント業務を受託しており隊員の制度や状況について把握している。また、上記要件を全て満たしている事業者は他に見当たらなかったため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課 (電話 : 053-457-2243 )
65	令和5年度 あいホールオンライン相談業務	特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会	R5. 4. 28	4,853,000	本業務は、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）で既に実施している電話・面接に加えてSNS等を活用した相談体制を拡充することから、現在、相談業務を受託している特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会以外に受託できる事業者はいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 (電話 : 053-457-2561)
66	令和5年度 生理用ナプキンディスペンサー製作及び設置検証業務	非公開	R5. 4. 25	2,854,500	本事業は、本市の防災備蓄用ナプキンの有効活用が前提となっており、それに対応可能なディスペンサーを開発できるのは当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部UD・男女共同参画課 (電話 : 053-457-2561)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
67	令和5年度ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	16,309,000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる団体は公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
68	令和5年度ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	10,763,000	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる団体は公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
69	令和5年度まちなかコンサート開催事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	15,997,000	公益財団法人浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。 本事業を実施する上で、街頭におけるコンサート開催のノウハウを有するとともに、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、この業務を円滑に遂行できる団体は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2417)
70	令和5年度浜松市アクトシティ音楽院事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	31,068,000	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、「浜松市アクトシティ音楽院に関する規則」に基づき、市民の音楽文化に関する学習機会の場の提供と音楽分野で活躍する人材の育成を図るため、音楽文化事業を展開している。公益財団法人浜松市文化振興財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、浜松市アクトシティ音楽院の事務局としても優れた成果を上げており、その積み重ねから、地域や学校・音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークを有している。このことから、本事業を遂行できる団体は、公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2417)
71	令和5年度 アクトシティ浜松施設整備事業支援業務	株式会社アクトシティマネジメント	R5. 4. 1	8,883,600	指名業者はアクトシティ全体を運営管理するために官民共同で設立された会社であり、オープン当初から設備機器の日常管理や保守点検、警備等の業務に関わっているため、設備機器等に関して熟知しており大規模改修事業を支援できる会社体制が備わっている。また、テナント入居者、施設利用者等への影響を把握し、官民施設所有者と調整を行う能力を有している唯一の者である。 以上の理由により、本業務を遂行できる者は指名業者をおいてほかにない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話 : 053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
72	令和5年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	29,931,998	本業務は創造都市推進を目指す本市の重要施策である、浜松版アーツカウンシルを設置し、運営する業務である。業務遂行にあたり、①市内の文化芸術活動の現状を把握できる事業者であること。②文化芸術事業に関する豊富な経験、専門知識やノウハウ、ネットワークを持っていること。③長期間にわたり公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。このことから、本事業を遂行できる団体は公益財団法人浜松市文化振興財団をおいてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課（電話：053-457-2301）
73	令和5年度生涯学習人財育成業務	認定NPO法人魅惑的俱乐部	R5. 4. 1	1,189,100	本市における3か年の継続事業（次年度で3年目）として実施している生涯学習人財の育成について、本仕様で求める年間を通じた複数回の講座（年10回）及び全講座の参加者を対象とした成果報告会・交流会（年度末に実施予定）まで滞りなく遂行できる者は、過去2年間の実績も踏まえ、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課（電話：053-457-2413）
74	令和5年度 地域遺産センター公開展示エリアに係るデジタル機器保守管理業務	株式会社 アコード	R5. 4. 1	1,555,400	公開展示エリアに導入した機器や内蔵アプリケーションは、地域遺産センター用に株式会社アコードが開発・設定・調整されたものである。機器間で密接な連携が図られており、部品交換のみであっても、設置業務を行った同社以外では円滑な保守管理を行うことができないため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課（電話：053-457-2466）
75	令和5年度 市民団体と学校の連携による次世代への無形民俗文化財継承支援業務	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会	R5. 4. 24	1,999,800	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会は、教育委員会及びNPO法人等と連携した講座、体験授業の実績があり、事業目的の達成に大きな効果が期待できる。また当該団体は、市内の学校・団体等との継続的な継承活動の実績を持つ保存会が加盟しており、無形民俗文化財の実情を十分に把握していることから、目的とする児童・生徒・学生等への学習・体験の場を確実に設定できる。市内で同様の事業を実施できる団体が他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課（電話：053-457-2466）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
76	浜松市美術館空調自動制御機器保守点検業務	日本電技株式会社	R5. 4. 1	990,000	浜松市美術館の空調自動制御機器のメンテナンスは、システムを開発した業者でなければ、万が一の故障に対応することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)
77	北斎展物販運営業務	株式会社N A F	R5. 4. 3	1,756,150	特別展「世界が絶賛した浮世絵師 北斎展」の企画元である株式会社ステップ・イーストが株式会社NAFを指定しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)
78	北斎展展覧会開催業務	株式会社ステップ・イースト	R5. 4. 3	5,253,900	特別展「世界が絶賛した浮世絵師 北斎展」展覧会開催業務ができるのは、同展の企画元である、株式会社ステップ・イーストしかなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)
79	浜松市美術館駐車場案内業務	株式会社SBSプロモーション	R5. 4. 6	1,392,600	浜松城公園駐車場や周辺道路の混雑状況を把握し、混雑状況に応じて案内整理を行う必要があるため、大河ドラマ館の利用者向けに浜松城公園駐車場や周辺道路の案内を行っている業者とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
80	浜松市美術館荷物用昇降機設備保守点検業務	日本リフト工業株式会社	R5. 6. 1	1,496,000	該当業種（第1希望業種）の令和5年度入札参加資格登録業者であること、施設に設置されている日本リフト工業製昇降機をフルメンテナンスできる業者であることを満たすのは1者しかいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)
81	浜松市美術館収蔵庫等機械警備業務	株式会社全日警 浜松営業所	R5. 4. 6	950,620	既に契約している美術館全体の機械警備業務内で設置した警備システム、モニター等と、新設する監視カメラを連動させるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 (電話 : 053-454-6801)
82	第7次図書管理電算システム保守管理業務	株式会社静岡情報処理センター 浜松営業所	R5. 4. 1	6,930,000	本システムは構築業務委託業者の株式会社静岡情報処理センターが構築した。パッケージシステムや設定等に関する技術情報を他者が有することは不可能である。システム保守業務を行うためには、内部構造を熟知し、運用全体を把握する必要があり、構築業務委託業者以外に本業務を実施できる業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-8500)
83	浜松市立図書館インターネットコーナー端末等保守業務	電通システム株式会社	R5. 4. 1	1,738,000	現在使用されている端末には、利用時間等の管理を行うための受付電源管理システムと商用データベース等の印刷を管理するプリント課金システムが組み込まれている。その構築業者である電通システム株式会社のみでしか万全の保守点検業務を行うことが出来ないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-8500)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
84	浜松市立図書館 ICタグ装備業務委託	株式会社図書館流通センター 浜松営業所	R5. 4. 1	5,247,000	浜松市立図書館の既存資料約262万点には、全て株式会社図書館流通センター製のICタグの貼付及び書誌情報等のエンコード作業によるICタグ装備が行われ、これをもとに図書管理電算システムにより収集・整理・保存・提供といった図書館の根幹業務を行っている。当該ICタグは、他社製品との互換性はなく、万一、他社製品を使用した場合、既存資料、システム及び周辺機器との整合性に支障をきたし、市民への図書館サービスが提供できなくなる。また、当該ICタグは他社では取り扱いがなく、同社への業務委託以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 中央図書館 (電話 : 053-456-8500)
85	令和5年度避難行動要支援者管理システム保守業務	株式会社ナカノアイシステム 名古屋営業所	R5. 4. 1	1,152,800	本システムは指名業者が著作権を有しております、通常保守及び保守点検の範囲内で行われる軽微なシステム改修は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2326)
86	令和5年度成年後見制度利用促進事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	18,861,000	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体として規定されており、成年後見制度と関連の深い権利擁護制度の日常生活自立支援事業の実施主体でもある。 本事業は、認知症高齢者や障害者等に対する権利擁護を目的とするものであり、社会福祉に関する知識と経験が必要である。社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護支援センターや地区センターを運営し、成年後見制度利用促進のため、市民の相談に広く応じる体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
87	浜松市福祉人材バンク運営事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	18,158,000	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発第0727第2号）に基づく福祉人材バンクの運営は、事業を適切に実施することができると市が認めた社会福祉法人へ委託することができるものとされている。また、本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
88	令和5年度浜松市コミュニティソーシャルワーカー事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	106,362,000	当該事業の実施にあたっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決にあたっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で規定される地域福祉の推進を図る団体として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、これまでに本事業と同様の事業を実施しており、個別支援体制が整っていることや、市全域において行政機関、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会等との地域のネットワークが既に構築されている等、本業務を行う上で必要な体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
89	令和5年度オルガン演奏会開催事業等業務委託	公益財団法人 浜松市文化振興財団	R5. 4. 1	2,750,000	本事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面を含む多岐に及ぶ、専門的な知識と技術を有する業務である。 事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を有する指名業者をおいて他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 (電話：053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
90	令和5年度生活保護版レセプト管理システム・健康管理支援機能保守業務委託	株式会社 法研	R5. 4. 1	1,779,250	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
91	令和5年度生活保護システム保守業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	5,172,728	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
92	令和5年度浜松市新生活保護システム改善調査業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	9,266,400	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
93	令和5年度浜松市新生活保護システム改修業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	47,493,600	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
94	令和5年度 生活保護法等社会保険診療報酬支払基金審査支払事務業務委託	社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R5. 4. 1	10,024,000	生活保護法第53条第4項により、生活保護法における医療費の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令に定める者に委託することができる規定されており、その委託先は社会保険診療報酬支払基金に限られているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
95	令和5年度 生活保護法等介護報酬審査支払事務業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	R5. 4. 1	2,400,000	生活保護法第54条の2第5項により、生活保護法における介護費の審査及び支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
96	浜松市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 5. 16	5,863,000	対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるには、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2321)
97	令和5年度浜松市障害者相談支援システム運用管理支援業務委託	日本事務器株式会社 静岡支店	R5. 4. 1	3,839,052	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
98	令和5年度浜松市障がい者基幹相談支援等事業業務委託	浜松市障がい者基幹相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	43,478,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
99	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	NPO法人くらしえん・しごとえん	R5. 4. 1	3,347,586	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる機関が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
100	令和5年度浜松市障がい者相談支援事業（中区）業務委託	浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	43,634,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
101	令和5年度浜松市障がい者相談支援事業（東区）業務委託	浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	27,924,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
102	令和5年度浜松市障がい者相談支援事業（西区・南区）業務委託	浜松市西・南障がい者相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	37,006,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
103	令和5年度浜松市障がい者相談支援事業（北区）業務委託	浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	28,210,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
104	令和5年度浜松市障がい者相談支援事業（浜北区・天竜区）業務委託	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会	R5. 4. 1	28,524,000	令和6年度に向けた障害者相談支援体制検討のため、現体制を1年間継続することから、本業務を円滑に実施できる者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
105	令和5年度医療的ケア児等コーディネーター業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R5. 4. 1	7,900,000	R6年度に向けた体制検討のため、現体制を1年継続することから現契約者との契約締結とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
106	令和5年度浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	21,681,638	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
107	令和5年度浜松市障害者福祉システム新サーバ構築・移行業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	83,182,000	既に運用しているシステムの移行業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
108	令和5年度浜松市障害者福祉システム業務改善事項要件調査業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	7,203,240	既に運用しているシステムの業務改善事項に係る委託業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
109	令和5年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	医療法人社団至空会	R5. 4. 1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
110	令和5年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
111	令和5年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人みどりの樹	R5. 4. 1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
112	令和5年度行政区再編に伴う障害者福祉システム改修対応業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5. 6. 30	14,862,760	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する富士通Japan株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
113	浜松市移動支援事業	要綱規定により台帳に登載されている51事業所	R5. 4. 1	95,211,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
114	浜松市移動支援事業	合同会社愛でる	R5.4.20	95,211,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
115	浜松市移動支援事業	合同会社ミライシエン	R5.5.22	95,211,000	浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
116	浜松市日中一時支援事業	要綱規定により台帳に登載されている59事業所	R5.4.1	65,529,000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
117	浜松市日中一時支援事業	一般社団法人浜松児童福祉会	R5.5.22	65,529,000	浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
118	令和5年度障害支援区分審査事務業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	6,869,000	医師意見書の作成を依頼する医療機関の多くは旧浜松市内に所在し、多くの医師が一般社団法人浜松市医師会に所属している。障害支援区分審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、多数の医師が存在する浜松市医師会を通じて業務を行うことで、当該事務を効率的かつ円滑に実施することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
119	令和5年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託	社会福祉法人聖隸福祉事業団 社会福祉法人天竜厚生会 社会福祉法人ひかりの園 社会福祉法人小羊学園	R5. 4. 1	2,520,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律第20号第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業所に委託することができるとされており、要件を満たし、受託する意向が確認できる法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
120	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業業務委託	医療法人社団心（訪問入浴サービス坂の上）他8事業所	R5. 4. 1	44,730,000	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第5条に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2212)
121	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	・社会福祉法人聖隸福祉事業団（信生寮） ・社会福祉法人聖隸福祉事業団（和合愛光園） ・社会福祉法人慈恵会（西島寮） ・社会福祉法人峰栄会（さぎの宮寮） ・社会福祉法人天竜厚生会（厚生寮） ・社会福祉法人峰栄会（きじの里）	R5. 4. 1	5,176,000	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2212)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
122	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業	・社会福祉法人聖隸福祉事業団（もくせいの里） ・社会福祉法人峰栄会（さぎの宮寮） ・株式会社D-on ・株式会社ホクエイ ・株式会社いづみ食品 ・株式会社ミツワ商店 ・株式会社シルバーライフ	R5. 4. 1	1,020,000	浜松市ひとり暮らし重度身体障害者等配食サービス事業実施要綱第6条に基づき、指定単価で受託可能な事業者全てと契約するため、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2212）
123	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R5. 4. 1	21,054,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、県内の精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。各精神科病院と連絡調整を十分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
124	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	社会福祉法人聖隸福祉事業団 総合病院聖隸三方原病院 地方独立行政法人静岡県立総合病院機構静岡県立総合病院	R5. 4. 1	3,712,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる総合病院であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隸三方原病院及び静岡県立総合病院のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
125	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こころの医療センター	R5. 4. 1	2,305,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
126	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R5. 4. 1	1, 199, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を充分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内で該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話 : 053-457-2034)
127	令和5年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ホームネット株式会社設置分）	ホームネット株式会社	R5. 4. 1	4, 212, 938	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2789)
128	令和5年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ALSOKあんしんケアサポート株式会社設置分）	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	R5. 4. 1	4, 250, 400	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2789)
129	令和5年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（大阪ガスセキュリティサービス株式会社設置分）	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	R5. 4. 1	15, 613, 517	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2789)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
130	令和5年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（株式売社ザ・トーカイ浜松支店設置分）	株式売社ザ・トーカイ浜松支店	R5. 4. 1	4,424,112	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789）
131	令和5年度ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業業務委託	社会福祉法人 峰栄会他17者	R5. 4. 1	32,005,993	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要がある。在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2789）
132	令和5年度生活支援コーディネート（市域レベル）事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	6,870,000	本業務の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係団体との連携、地区社会福祉協議会の立ち上げ・運営の支援により地域福祉活動を行っている指名業者が唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789）
133	令和5年度生活支援コーディネート（地域包括支援センター担当圏域レベル）事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	20,530,000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関係者とのこれまでの関わりを活かしながら、協議体での議論を踏まえ生活支援サービス拡充に向けた働きかけを行うことが必須である。 市内に地区センターを設置し、各地域の地区社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を行っており、本事業の実施にあたり代替性がなく、指名業者が唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課（電話：053-457-2789）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
134	令和5年度浜松市介護予防ケアマネジメント業務	医療法人社団あずま会他21者	R5. 4. 1	217,316,000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
135	令和5年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（湖南）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	16,121,000	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センター湖南の指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができる。令和5年度はふれあい交流センター湖南が大規模改修のため代替施設での実施となるが、大規模改修終了後の令和6年度からはふれあい交流センター湖南に戻っての実施となるため、利用者に対し継続性のある支援を提供することが重要な事業であることから、令和5年度についてもふれあい交流センター湖南の指定管理者を委託者として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
136	令和5年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（湖東・萩原・可美・青龍・江之島）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	65,425,500	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
137	令和5年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（竜西）	株式会社ヤタロー	R5. 4. 1	13,275,500	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
138	令和5年度地域包括支援システム保守管理業務委託	株式会社ブレインサービス	R5. 4. 1	4,884,000	当該システムは、左記契約業者が開発し、市独自のカスタマイズを加えたものであるため、様々なシステム上のトラブル回避の観点から、当該開発業者が保守を行うことが最適であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2361)
139	令和5年度浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営事務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R5. 4. 1	29,520,000	当事業は、医療・介護連携推進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に、浜松地区の三師会（一般社団法人浜松市医師会、一般社団法人浜松市歯科医師会及び一般社団法人浜松市薬剤師会）代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)
140	令和5年度浜松地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	8,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（中区、東区、南区、西・北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)
141	令和5年度浜北地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市浜北医師会	R5. 4. 1	2,600,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
142	令和5年度天竜地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人磐周医師会	R5. 4. 1	5,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)
143	令和5年度中区認知症初期集中支援事業業務委託	医療法人社団澤記念会	R5. 4. 1	1,266,000	指名業者は、中区において当該事業の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟し、認知症入院治療病棟（入院病床に精神保健福祉士の専従配置あり）を有している。また、相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職（精神保健福祉士、作業療法士）による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)
144	令和5年度南・西区認知症初期集中支援事業業務委託	医療法人好生会	R5. 4. 1	1,128,000	指名業者は、南・西区において当該事業の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟し、認知症入院治療病棟（入院病床に精神保健福祉士の専従配置あり）を有している。また、相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職（精神保健福祉士、作業療法士）による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)
145	令和5年度東・北区認知症初期集中支援事業業務委託	医療法人社団種光会	R5. 4. 1	1,266,000	指名業者は、東・北区において当該事業の要件に合致した医師がおり、また認知症ケアに精通した精神科病院協会に加盟し、認知症入院治療病棟（入院病床に精神保健福祉士の専従配置あり）を有している。また、相談室を有しております、認知症の相談・支援に応じるための複数の専門職（精神保健福祉士、作業療法士）による運営体制が整った唯一の医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話 : 053-457-2105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
146	令和5年度浜松市介護保険システム運用保守業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	24,251,480	本システムは、指名業者が著作権を有しております、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話 : 053-457-2861)
147	令和5年度浜松市介護保険システム業務改善要件調査業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	9,957,200	本システムは、指名業者が著作権を有しております、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話 : 053-457-2861)
148	令和5年度浜松市介護保険システム行政区再編対応業務	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R5. 6. 30	20,402,800	本システムは、指名業者が著作権を有しております、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話 : 053-457-2861)
149	浜松市要介護認定審査業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	142,535,000	意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を一般社団法人浜松市医師会に所属する医師に依頼している。介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、一般社団法人浜松市医師会を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話 : 053-457-2861)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
150	令和5年度介護給付適正化支援システム運用保守業務委託	トーテックアメニティ株式会社	R5. 4. 5	2,722,500	当該システムは地域ごとに販売代理店及び運用保守業者が決まっており、静岡県の業者はトーテックアメニティ株式会社となっているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2862)
151	令和5年度国民健康保険システム等改善調査業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	13,799,500	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
152	令和5年度国民健康保険システム仕分け変更改修業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 6. 1	5,791,500	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
153	令和5年度国民年金システム改善調査業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	3,789,500	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステムの影響調査ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2637)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
154	令和5年度国民年金システム区再編対応改修業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 5. 1	9,652,500	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2637)
155	令和5年度国民年金システム仕分け変更改修業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 5. 1	2,431,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2637)
156	令和5年度 浜松市国民健康保険料コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリによる収納業務委託	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	R5. 4. 1	14,377,686	株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、本市の業務委託登録名簿に登録されているものであって、公金の収納事務に実績があり、利便性の高いクレジット収納方法として既に導入しているモバイルレジの権利を有し、モバイルレジを使用した公金収納事務が可能な業者は当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話 : 053-457-2873)
157	令和5年度浜松市後期高齢者医療システム運用保守業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	28,325,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステムの影響調査ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2889)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
158	令和5年度 後期高齢者医療システム等区再編対応業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	4,356,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステムの影響調査ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2889)
159	令和5年度 後期高齢者医療システムのコンビニエンスストア収納等対応業務委託	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	7,645,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステムの影響調査ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話 : 053-457-2889)
160	令和5年度 浜松市Web口座振替受付サービス業務委託	ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部	R5. 4. 1	2,448,050	本口座振替受付サイトは指名業者が著作権を有しており、サイトの改修及びデータの還元等は当該権利を有する業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話:053-457-2889)
161	令和5年度 特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R5. 4. 1	929,842,000	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話 : 053-457-2638)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
162	令和5年度 AI等を活用した特定健康診査受診率向上対策業務	株式会社 キャンサースキャン	R5. 5. 18	14,894,000	特定健康診査の受診率向上にむけた、効果的な受診勧奨業務の実施にあたり、AI等の専門的な知識や技術等が必要なことから、プロポーザル方式によって参加者の知識・技術、アイデア性を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話 : 053-457-2638)
163	在宅医療ict推進業務(磐周分)	一般社団法人 磐周医師会	R5. 4. 1	5,500,000	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人磐周医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178)
164	在宅医療ict推進業務(引佐分)	一般社団法人 引佐郡医師会	R5. 4. 1	2,000,000	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人引佐郡医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178)
165	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	304,250,952	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また、救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である一般社団法人浜松市医師会以外には、当該業務を行う適切な団体が無く、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
166	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R5. 4. 1	11,192,390	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である一般社団法人浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課（電話：053-453-6178）
167	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	R5. 4. 1	1,444,421	夜間救急室は浜松市医師会館内にあり、夜間救急室専用部分のほか、一般社団法人浜松市医師会との共有部分の清掃もあるため、効率性、経済性等を考慮して、一般社団法人浜松市医師会が契約を締結する業者（R4年度はアロマジックサービス株式会社）と随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課（電話：053-453-6178）
168	(障害者優先調達) 浜松市夜間救急室クリーニング業務	社会福祉法人天竜厚生会	R5. 4. 1	1,842,802	血液及び嘔吐物が付着した白衣等の医療系クリーニングを定期的（週2回）かつ安定的に行うことが可能な業者であり、障害者優先調達に基づき、次年度以降の継続性も持たせることを考慮した。 また、障害者優先調達推進法に関して医療系クリーニング業務を扱うことができる業者を探したところ社会福祉法人天竜厚生会以外には当該業務を行う適切な団体が無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課（電話：053-453-6178）
169	令和5年度浜松市災害保健医療コーディネート研修実施業務	認定特定非営利活動法人災害医療ACT研究所	R5. 6. 9	1,478,384	当該団体は、災害医療コーディネート研修に特化した専門団体で、これまで30府県に、203回、延べ7,140人にコーディネート研修を行っており、静岡県主催でも複数回研修を実施している。 同様の研修を専門的に実施している団体は他には見受けられないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課（電話：053-453-6178）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
170	令和5年度 浜松市 新型コロナワクチン接種等業務 その1	一般社団法人 浜松市医師会	R5. 4. 1	299,648,720	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。一般社団法人浜松市医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
171	令和5年度 浜松市 新型コロナワクチン接種等業務 その1	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R5. 4. 1	42,552,950	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。一般社団法人浜松市浜北医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
172	令和5年度 浜松市 新型コロナワクチン接種等業務 その1	一般社団法人 浜名医師会	R5. 4. 1	14,697,384	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。一般社団法人浜名医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
173	令和5年度 浜松市 新型コロナワクチン接種等業務 その1	一般社団法人 引佐郡医師会	R5. 4. 1	13,539,777	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。一般社団法人引佐郡医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
174	令和5年度 浜松市 新型コロナワイルスワクチン接種等業務 その1	一般社団法人 磐周医師会	R5. 4. 1	13,539,777	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。一般社団法人磐周医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
175	令和5年度 浜松市 新型コロナワイルスワクチン集団接種業務(調剤) その1	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R5. 4. 1	13,649,950	ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
176	浜松市保健総合管理システム機能改修業務（新型コロナワイルスワクチン令和5年春開始接種対応）	日本コンピューター株式会社	R5. 4. 13	2,332,000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。 また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
177	令和5年度 浜松市新型コロナワイルスワクチン集団接種業務 その1	国立大学法人浜松医科大学	R5. 4. 1	11,330,000	指定する会場及び日程にて多数の新型コロナワイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
178	令和5年度 浜松市新型コロナウイルスワクチン集団接種業務 その1	医療法人弘遠会すずかけセントラル病院	R5. 4. 1	2,805,000	指定する会場及び日程にて多数の新型コロナウイルスワクチンの接種が可能な専門スタッフを有する機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
179	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	2,099,990,000	専門的技術が必用であり、各地域の予防接種が実施可能な医療機関を総括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
180	個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	977,089,588	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。一般社団法人浜松市医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
181	個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R5. 4. 1	185,019,540	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。一般社団法人浜松市浜北医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
182	個別がん検診等業務	特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R5. 4. 1	50,589,686	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。特定非営利活動法人浜松政令市医師会は浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
183	集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸予防検診センター	R5. 4. 1	10,356,986	集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能であるため。また平成26年契約時に市内各健診センターへ当事業の実施可否について確認したところ聖隸を除き全て対応困難である旨が確認されており、聖隸が当業務の実施が可能な唯一の市内医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
184	歯周病検診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R5. 4. 1	30,870,112	歯周病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導を行うことを目的とした歯周病検診を実施するうえで、歯科医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。一般社団法人浜松市歯科医師会は専門技術が必要であり、浜松市内、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6119)
185	3歳児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会	R5. 4. 1	33,355,905	専門技術が必要であり、各地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
186	先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 浜松健診センター	R5. 4. 1	20,278,443	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
187	妊婦歯科健康診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R5. 4. 1	9,413,674	専門技術が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
188	母子訪問指導業務	浜松市助産師会	R5. 4. 1	18,009,141	専門技術が必要であり、各地域の助産師を統括する機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
189	乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人聖隸福祉事業団 総合病院聖隸浜松病院ほか8者	R5. 4. 1	1,766,917	より専門的医療体制が整った医療機関での実施が必要なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
190	浜松市産後ケア事業業務委託	一般社団法人浜松市医師会 他3者	R5. 4. 1	38,288,570	当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業所は、現時点では本選定事業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
191	浜松市出産・子育て応援交付金業務	東武トップツアーズ株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	22,817,647	本件業務は、令和4年度からの継続業務であり、対象市民が混乱しないよう、切れ目なく実施する必要がある。特に、コールセンターについては、市民からの問い合わせや相談に対する対応が求められ、途切れることなく実施することが重要である。また、令和4年4月からの事業開始前の遡及分対象者への通知が完了したのち、令和5年4月中旬にかけ受託者への申請受付業務が集中することから、コールセンター業務及び交付金給付事務等が変更された場合には混乱が生じる可能性がある。以上のことから、令和4年度の受託業者以外と委託契約を締結した場合、円滑に業務を行うことが難しく、市のみならず市民にも著しい支障が生ずる恐れがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
192	妊婦訪問等面談指導業務	浜松市助産師会	R5. 5. 1	12,787,551	専門技術が必要であり、地域の助産師を統括する機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話 : 053-453-6117)
193	保健総合管理システム運用保守業務	日本コンピューター株式会社	R5. 4. 1	11,253,000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること、運用・保守の安全性・信頼性を維持するためには開発業者以外ではでいないため。また、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が難しい。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6116)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
194	保健総合管理システム機能改修（区再編対応）業務	日本コンピューター株式会社	R5. 6. 30	5, 049, 000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であるため。また、保守・改修後における運用の安全性・信頼性を維持や、ソフトの著作権の点からも開発業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6116)
195	歯科訪問診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R5. 4. 1	3, 099, 140	専門性が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6129)
196	3歳児歯科健診業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R5. 4. 1	16, 371, 597	専門性が必要であり、各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話 : 053-453-6129)
197	浜松市ひきこもり相談支援事業業務委託	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R5. 4. 1	27, 218, 705	選定業者は認定NPO法人を取得しており、地域における信頼性もあると考える。また、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属しており、訪問支援（アウトリーチ）を含めたひきこもり相談支援及び関係機関と連携して支援を実施することが可能な市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター (電話 : 053-457-2709 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
198	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務委託	社会福祉法人 天竜厚生会	R5. 4. 1	14,093,240	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター（電話：053-457-2709）
199	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務委託	公益財団法人 浜松国際交流協会	R5. 4. 1	11,035,816	在住外国人に対して、母国語（ポルトガル語）でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター（電話：053-457-2709）
200	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務委託	国立大学法人 浜松医科大学	R5. 4. 1	6,000,000	児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えている等、本業務委託の目的を達成することができる市内唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター（電話：053-457-2709）
201	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R5. 4. 1	1,542,860	①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校（電話：053-455-0891）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
202	タブレットPC賃貸借	遠鉄システムサービス株式会社	R5. 4. 1	1,933,272	本契約は固定IPアドレス設定などネットワーク保守管理業者でなければ対応できない業務を含むものであり、現在サーバーやネットワークの保守管理を受託している当該業者を特命とすることが適切と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校 (電話 : 053-455-0891)
203	大気汚染常時監視システムクラウドサービス利用業務	グリーンブルー株式会社	R5. 4. 1	1,768,800	本市のシステムはグリーンブルー株式会社の提供するデータセンターのサーバー利用によるサービスのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)
204	次世代シーケンサー保守点検業務	株式会社カーグ 浜松営業所	R5. 4. 1	1,028,170	本装置メーカーの業務委託可能な代理店から選定した。 代理店のうち、本市に登録のある業者は株式会社カーグ 浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)
205	遺伝子増幅定量装置保守点検業務 (7500Fast 1台、QuantStudio5 3台)	株式会社カーグ 浜松営業所	R5. 4. 1	2,294,050	機器の製造元であるサーモフィッシューサイエンティフィック株式会社に代理店を問い合わせたところ、業務委託可能な市の登録業者は株式会社カーグ浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
206	遺伝子抽出装置保守点検業務 (3台)	株式会社カーグ 浜松営業所	R5. 4. 1	1, 237, 500	機器の製造元である、株式会社キアゲンに代理店を問い合わせたところ、業務委託可能な市の登録業者は株式会社カーグ浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)
207	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R5. 4. 1	9, 680, 000	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管株式会社のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)
208	(一括) 令和5年度 浜松市保健環境研究所ほか17施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社静岡支店	R5. 4. 1	24, 148, 080	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全を行っている。これは設備設置業者が開発した独自技術によるものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)
209	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社 空調営業本部 中部支社	R5. 4. 1	3, 762, 000	安全実験室及びクリーンルーム等4室は、陰圧又は陽圧の状態を保っており、このコントロールシステムは、日立グローバルライフソリューションズ株式会社独自の特殊システムで専門的知識が必要であり、この施工業者以外の業者では取扱いができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 (電話 : 053-411-1311)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
210	新型コロナウイルス感染症相談窓口等業務	株式会社メディカル・コンシェルジュ浜松支社	R5. 4. 1	166,576,830	本業務を実施するには、発熱や呼吸器症状等に加え、様々な基礎疾患を持つ市民からの相談を聴き取り、的確に診療や検査につなぐため、一般的な医療・看護知識に加え、新型コロナウイルス感染症に関する知識を持つ看護師等のスタッフを多数擁し、人員の増減に素早く対応しつつ、高い業務品質を確保しなければならない。さらに、電話による相談対応のため、コールセンターを運営する実績、ノウハウ、施設、設備等を要する。株式会社メディカル・コンシェルジュ浜松支社は、本業務の仕様に従って業務を遂行し、上記の条件を満たすことができる唯一の業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (電話 : 053-453-6111)
211	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R5. 4. 1	1,760,000	くすりの相談室業務を実施するには、薬剤師が市民からの相談に公平・中立な立場で応じる必要がある。一般社団法人浜松市薬剤師会は、市内の薬剤師が多数所属している唯一の団体であり、専門的な立場で、かつ、公益性の高い業務を行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (電話 : 053-453-6111)
212	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人浜松市獣医師会	R5. 4. 1	15,690,000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話 : 053-487-1616)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
213	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人 浜松市獣医師会及びその他開業動物病院18者	R5. 4. 1	3,470,500	<p>狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、業者登録をしている市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及び他の開業獣医師（合計18者）と特命で契約を結ぶこととした。</p> <p>なお、市内の多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健総務課 (動物愛護教育センター) (電話 : 053-487-1616)
214	浜松市食品衛生確保業務	一般社団法人 浜松市食品衛生協会	R5. 4. 1	5,720,000	<p>一般社団法人浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。</p> <p>①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し、活発に活動している。</p> <p>②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所 生活衛生課 (電話 : 053-453-6114)
215	令和5年度新型コロナウイルス感染症患者移送車運転業務	株式会社エヴァーブルー	R5. 4. 1	1,205,600	<p>本業務は新型コロナウイルス感染症患者移送車両の運行を目的としているところ、これには感染防止対策を施した専用車両を用いており、逐次増車してきた。これらの専用車両にはそれぞれの車両ごとに感染防止対策を施した結果、車両後方がルームミラーで確認できない等の特徴があり、いずれの車両を使用するかはその時々で決定する。受託者は隨時変更されるこれらの車両を事故なく、かつ従事者を新型コロナウイルスに感染させることなく運行させる必要がある。</p> <p>これを遂行できる者は、全ての専用車両の特徴を熟知している株式会社エヴァーブルーのみであるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
216	令和5年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る労働者派遣	株式会社メディカル・コンシェルジュ	R5. 4. 1	2,367,970	株式会社メディカル・コンシェルジュは本市の新型コロナウイルス感染症にかかる相談業務や健康フォローアップ業務などを行う看護師派遣契約の締結先であるため、刻々と変化する新型コロナウイルス感染症に関してでも知識経験豊富な看護師を多数擁しております、本業務を継続して履行するために必要な人材を安定的に派遣できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118)
217	令和5年度新型コロナウイルス感染症患者情報入力作業等補助者に関する労働者派遣	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 4. 1	56,700,600	新型コロナウイルス感染症の事務処理に関し、令和4年度から引き続き即戦力となる従事者を早急に必要とするため、「市内業者または準市内業者でありかつ優良派遣事業者の認定を受けている者」であり、さらに、「4月当初から本件事務に従事したことがある従事者を派遣できる者」であることを満たす者として令和4年度において契約した相手方が株式会社東海道シグマであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所 生活衛生課 (電話 : 053-453-6118)
218	浜松市児童家庭支援センター設置運営事業	NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム	R5. 4. 1	10,007,000	業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォームの他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)
219	浜松市退所児童等アフターケア事業	社会福祉法人葵会	R5. 4. 1	4,070,000	市内児童養護施設等からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うための専属的に人員配置を整えることが現在可能なのは本法人のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
220	浜松市子育て情報サイト区再編に伴う改修業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	R5. 4. 1	1,496,000	本業務は、単純な文言修正だけでなく、オープンデータの自動反映機能等の内部システムを改修する必要があり、サイトを構築するCMS(コンテンツマネジメントシステム)の仕様を一部修正する必要がある。 「浜松市子育て情報サイト」の構築に用いているCMSは、市が求める仕様を満たすために改修しており「浜松市子育て情報サイト」運営者である指名業者以外、効果的に事業を実施できるところは他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)
221	浜松市こどもシステム保守運用支援業務	シャープマーケティングジャパン株式会社	R5. 4. 1	2,772,000	浜松市こどもシステムは、シャープマーケティングジャパン株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、一部浜松市仕様に変更している。システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処ができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)
222	区再編に伴う浜松市こどもシステム改修業務	シャープマーケティングジャパン株式会社	R5. 4. 1	1,188,000	浜松市こどもシステムは、シャープマーケティングジャパン株式会社が構築したパッケージシステムを使用している。改修業務は、システム構築業者以外に対処ができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)
223	浜松市発達支援広場事業（センター型）	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団ほか4者	R5. 4. 1	27,829,840	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと充分に連携ができる、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であり、事業者が入れ替わることは望ましくないため、各会場について昨年度と同じ事業者を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
224	浜松市発達支援広場事業（施設型）	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団、社会福祉法人 ひかりの園	R5. 4. 1	21,282,311	本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えていくことが必要である。また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であることから、会場設備と支援の体制をあわせて整えているのはこの2者以外他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
225	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業 特定業務委託共同企業体	R5. 4. 1	91,108,600	本市における発達障害児者への包括的な支援を推進するためには、専門性の高い相談対応や、障害療育に特化した支援、関係機関の支援者への研修を行うスキルが必要であり、子どもを対象とした支援に優れていることと、大人や就労に関する関係団体の支援展開や人材確保にも幅広く一体的に対応できることの条件を満たすのは、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団とN P O法人しづおか・子ども家庭プラットフォームが取り組む企業体しかない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
226	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	R5. 4. 1	1,247,400	母子父子寡婦福祉資金システムは株式会社佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守業務については同事業者以外では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
227	浜松市子育て見守りサポート実施業務	NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォーム	R5. 4. 1	6,210,000	本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する指名業者は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しております、指名業者の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる者は他にはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
228	浜松市子どもの貧困対策コーディネーター事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 3	4,876,000	地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。また、浜松市学習支援事業の実務も行っていることから、子どもへの支援の現状を全般的に把握しながらより効果的に本事業を進めることができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
229	浜松市学習支援事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 3	7,510,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
230	浜松市学習支援事業	一般社団法人みらいT A L K	R5. 4. 3	5,601,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
231	浜松市学習支援事業	N P O 法人サステナブルネット	R5. 4. 3	7,510,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
232	浜松市学習支援事業	株式会社トライグループ	R5. 4. 3	9,012,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
233	浜松市学習支援事業	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 3	4,506,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
234	浜松市学習支援事業	社会福祉法人天竜厚生会	R5. 4. 3	1,867,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
235	浜松市学習支援事業	学習支援曳馬ボランティア委員会	R5. 4. 3	1,867,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
236	浜松市学習支援事業	社会福祉法人ほなみ会	R5. 4. 3	1,502,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
237	浜松市学習支援事業	公益社団法人 静岡県母子寡婦福祉連合会	R5. 4. 3	1,502,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
238	浜松市学習支援事業	特定非営利活動法人えんあつて	R5. 4. 3	1,502,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)
239	浜松市学習支援事業	特定非営利活動法人プラチナライフサポート紡	R5. 4. 3	1,502,000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体との調整が必要であることから、ノウハウや実績を踏まえた企画提案を広く募集し、最も有効な企画提案を採用することが最適であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話 : 053-457-2792)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
240	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期）	一般社団法人みらいTALK	R5.5.10	3,000,000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があつた事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
241	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期）	特定非営利活動法人サステナブルネット	R5.5.10	3,000,000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があつた事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
242	子育て世帯に対するフードパントリー事業業務委託（前期）	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター	R5.5.10	3,000,000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があつた事業者3者を選定する方法を取り、当該事業者が本業務を適切に実施できるものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）
243	令和5年度浜松市教育・保育システム運用保守業務	日本電気株式会社	R5.4.1	6,644,000	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバーの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課（電話：053-457-2118）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
244	令和5年度行政区再編に伴う教育・保育システム運用保守業務	日本電気株式会社	R5. 4. 1	8,074,000	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118)
245	浜松市幼保支援システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R5. 4. 1	1,834,800	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118)
246	浜松市幼保支援システムFit&Gap分析等業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R5. 4. 3	4,562,250	現行システムと国の標準準拠システムを比較、整理する業務を行うことができるのではなく、現行システムの開発業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118)
247	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R5. 4. 1	8,000,000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
248	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	R5. 4. 1	1,560,000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築いていることが望ましい。浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また、他に実施可能な団体等はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2118)
249	(一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	R5. 4. 1	1,972,550	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)
250	(一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区南部)	株式会社ハマエイ	R5. 4. 1	6,733,839	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)
251	(一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北区北部)	株式会社ハマセイ東海	R5. 4. 1	5,378,012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
252	(一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及び屎尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R5. 4. 1	1, 406, 900	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)
253	(一括)合併処理浄化槽汚泥抜取及び屎尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R5. 4. 1	1, 450, 460	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)
254	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:中央ながかみこども園)	社会福祉法人七恵会	R5. 4. 1	10, 391, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2827)
255	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設:病児・病後児保育みづばち第2保育園)	株式会社A'sBee	R5. 4. 1	11, 376, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2827)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
256	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隸こども園めぐみ)	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 1	5,497,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)
257	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みどり保育園)	社会福祉法人明康会	R5. 4. 1	8,346,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)
258	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：みつばち保育園)	株式会社A'sBee	R5. 4. 1	12,406,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)
259	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隸こども園わかば)	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 1	5,497,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
260	浜松市病児・病後児保育事業委託業務 (対象施設：桜町クリニック)	医療法人社団エスケーブール	R5. 4. 1	15,406,000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)
261	保育事業等における条件検索機能導入役務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ	R5. 4. 1	1,639,000	本市における子育て情報は、子育て情報ポータルサイトぴっぴを用いて市民へ発信している。本役務は、本ポータルサイトぴっぴに掲載している情報に対して、条件検索機能や空き状況を見える化をする内容であるため、本ポータルサイトぴっぴを管理する特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴに一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2827)
262	令和5年度浜松市保育施設AI入所選考システム運用保守業務	日本電気株式会社	R5. 4. 1	3,300,000	日本電気株式会社は浜松市保育施設AI入所選考システムの開発業者であり、運用保守は当該システムに熟知している者でなければ実施が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼児教育・保育課 (電話：053-457-2829)
263	令和5年度ヌートリア捕獲業務	特定非営利活動法人 Roots Japan	R5. 4. 1	2,686,860	狩猟免許を有し、痕跡調査も実施可能な事業者は、鳥獣の捕獲に関する専門性を有し、安全かつ効果的に捕獲を実施できる者として環境省が認定する「認定鳥獣捕獲等事業者」しかいない。また、ヌートリアを効果的に捕獲するためには、浜松市の地理に精通し、現場での足あと、食痕などの痕跡調査を実施できる必要がある。 市内の認定鳥獣捕獲等事業者の中で唯一の登録事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6149)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
264	令和5年度海洋プラスチックごみ問題啓発劇上演業務	公益社団法人教育演劇研究協会	R5. 5. 26	3,999,600	公益社団法人教育演劇研究協会は、浜松市に拠点を置き、児童または青少年の健全な育成を目的とした公益的演劇活動を行う劇団であって、海洋プラスチックごみによる海洋汚染問題に関する演劇プログラムを用意している。 本業務の目的を確実に達成できるのは、当協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話 : 053-453-6149)
265	令和5年度みどりのリサイクル直接搬入による資源化業務	有限会社コスモグリーン 庭好	R5. 5. 22	2,541,000	本事業は家庭から出る草木類を、市民が資源化業者へ直接搬入する事業であり、一般廃棄物の草木類再生利用指定業者が指名対象となる。有限会社コスモグリーン庭好は指定業者で唯一、市民が日曜日に直接搬入しても受入対応が取れ、本業務内容を安全に実施することが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部ごみ減量推進課 (電話 : 053-453-6192 )
266	令和5年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R5. 4. 1	10,065,000	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。当該システムの障害等に適切かつ迅速に対応できる業者は、当該システムを熟知している今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話 : 053-453-6141)
267	令和5年度蛍光管資源化業務 (単価契約)	野村興産株式会社	R5. 4. 1	3,153,568	・水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」において、回収・処理業務を担う野村興産株式会社だけである。 ・「広域回収・処理事業」とは、公益社団法人全国都市清掃会議に加入する自治体が、共同して蛍光管の運搬、処理・処分を安全かつ効率的に行う処理方式のこと。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
268	令和5年度蛍光管運搬業務 (複数単価契約)	日本通運株式会社浜松支店	R5. 4. 1	1,521,484	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用するところから、運搬業者については、指定業者である日本通運株式会社を選定する必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-0011)
269	令和5年度容リ協分別基準適合物再資源化業務 (複数単価契約)	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	R5. 4. 1	7,448,394	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に定める指定法人（再商品化業務を行うことができる者）は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会だけである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 廃棄物処理課 (電話 : 053-453-0011)
270	発電用ボイラー等整備業務	株式会社タクマ 中部支店	R5. 4. 1	49,500,000	焼却施設にとって最も重要なボイラー設備の設計・施工業者であり、社外秘の技術（性能保証を含む）が提供され、各炉停止時における限られた期間内で点検整備ができるのは同業者だけである。 他業者では、専門知識の欠如、製作に要する費用の高騰、点検整備期間の遅延が発生するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部 南清掃事業所 (電話 : 053-425-3680)
271	平和最終処分場放射能濃度及び空間線量率測定業務	株式会社静環検査センター 浜松支店	R5. 4. 1	1,606,000	本業務は平和最終処分場の放射能濃度及び空間線量率の測定を委託するものである。 令和5年4月1日に指名競争入札を執行したが、2回の入札の結果、予定価格に僅差で達しなかつたため、随意契約に切替え、見積書徵取の結果、予定価格以下に達したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	環境部平和清掃事業所 (電話 : 053-487-1131 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
272	平和最終処分場浸出水処理施設等水質検査業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R5. 4. 1	1,210,000	本業務は平和最終処分場の浸出水処理施設処理水、埋立地の浸出水及び周辺地下水の水質検査を委託するものである。 令和5年4月1日に指名競争入札を執行したが、2回の入札の結果、予定価格に僅差で達しなかったため、随意契約に切替え、見積書微取の結果、予定価格以下に達したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	環境部平和清掃事業所 (電話 : 053-487-1131 )
273	浜松市営小型自動車競走実施業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R5. 4. 1	368,997,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066)
274	浜松市営小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R5. 4. 1	62,340,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことの目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある本業務は、選手管理業務を伴うことから、競走実施法人として指定されている一般財団法人東日本小型自動車競走会以外の事業者には実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066)
275	浜松市営小型自動車競走開催に伴う事務等（四項目）業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R5. 4. 1	166,787,000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行なうことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
276	浜松市営小型自動車競走電話投票等業務	一般財団法人才オートレース振興協会	R5. 4. 1	90,864,000	一般財団法人才オートレース振興協会（以下、協会という。）は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るために活動している業界団体である。同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が同協会に委託することが決定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066)
277	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務（年度契約）	日本トーター株式会社	R5. 4. 1	693,786,000	本契約は、令和5年度から令和11年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書（以下、「基本契約書」という。）」第39条に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものであるため。 基本契約書では、小型自動車競走事業における施行者の固有事務及び一般財団法人東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務の内、車券発売戻戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を民間事業者へ包括的に委託することを定めている。 この包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2.0%）を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出することで、市財政へ貢献することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話 : 053-471-0066)
278	浜松市営小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R5. 4. 1	206,560,000	川口市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、川口市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
279	浜松市営小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R5. 4. 1	261, 256, 000	伊勢崎市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、伊勢崎市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室(053-174-0066)
280	浜松市営小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R5. 4. 1	30, 171, 000	山陽小野田市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、山陽小野田市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室(053-174-0066)
281	浜松市営小型自動車競走飯塚場外発売所勝車投票券発売等業務	飯塚市	R5. 4. 1	81, 613, 000	飯塚市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、飯塚市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室(053-174-0066)
282	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース名古屋）	株式会社サテライト名古屋	R5. 4. 1	18, 000, 000	株式会社サテライト名古屋は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室(053-174-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
283	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース南国）	株式会社サンコール	R5. 4. 1	10,800,000	株式会社サンコールは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
284	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務（オートレース南国）	一般財団法人オートレース振興協会	R5. 4. 1	10,800,000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールと業界団体である一般財団法人オートレース振興協会の間で、勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが覚書で交わされており、他事業者では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
285	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース一宮）	サテライト一宮株式会社	R5. 4. 1	18,000,000	サテライト一宮株式会社は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
286	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース姫路）	株式会社アップル	R5. 4. 1	18,000,000	株式会社アップルは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
287	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（ギャンブーベット）	日本トーター株式会社	R5. 4. 1	89,390,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
288	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オッズ・パーク）	オッズ・パーク株式会社	R5. 4. 1	775,368,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
289	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（チャリ・ロト）	株式会社チャリ・ロト	R5. 4. 1	543,114,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
290	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（WinTicket）	株式会社WinTicket	R5. 4. 1	240,768,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
291	浜松市営小型自動車競走川口場内AutoRace.JPキャッシュレス専用発売所勝車投票券発売等業務	一般財団法人才オートレース振興協会	R5. 4. 1	26,000,000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室(053-174-0066)
292	令和5年度浜松市リノベーションスクール（企業版）企画・運営等業務	株式会社アフタヌーンソサエティ	R5. 5. 19	5,484,936	株式会社アフタヌーンソサエティは、全国初の試みであり他に例がない本事業について、令和元年度より受託している。今年度も継続して委託することで更なる事業効果を期待するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課(電話：053-457-2096)
293	令和5年度浜松市エリアリノベーションサロンフォロー業務	株式会社アフタヌーンソサエティ	R5. 5. 19	3,802,761	当該事業は令和4年度浜松市エリアリノベーションサロン参加者を対象に実施した。指名業者は、昨年度事業の受託者であり、継続している事業計画に対して適切なアドバイスを実施できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課(電話：053-457-2096)
294	まちなか空き店舗装飾業務	株式会社フクダサインボード	R5. 4. 1	990,000	令和4年度に委託業者が作成したパネル原稿を継続使用するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課(電話：053-457-2285)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
295	浜松駅北口地下喫煙室維持管理業務	一般財団法人はままつまちづくり公社	R5. 4. 1	1,307,900	浜松駅北口地下広場は、一般財団法人浜松まちづくり公社が地下施設内に事務所を有して24時間体制で管理しており、道路占用許可を得て設置した地下喫煙室も含めて周辺一帯を一元的に管理できる事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2285)
296	浜松市高齢者就労支援事業	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 4. 1	17,897,404	支援員が相談者に対して、一人ひとりに寄り添いながら、就職までのフォローアップ支援をしており、前年度の相談者において、継続的な支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
297	浜松家内労働福祉センター業務	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	R5. 4. 1	4,329,000	公益財団法人浜松家内労働福祉センターは、内職提供事業者とのネットワークや内職斡旋の実績を持つ市内で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
298	浜松市地域若者サポートステーションはまつ事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R5. 4. 1	5,974,554	本事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、指名業者は国が令和5・6年度の実施事業者として選定している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
299	浜松市地域若者サポートステーションはまつ就職氷河期世代支援事業業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R5. 4. 1	1,763,297	本事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、指名業者は国が令和5・6年度の実施事業者として選定している市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
300	マッチングアドバイザー派遣等業務	浜松商工会議所	R5. 4. 1	6,526,344	指名業者は、会員企業約13,500社に精通しており、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はまつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。「はまつUIJターン就職寄り添い相談」と一体的に実施することで、UIJターン就職希望者の個別相談と市内中小企業等との適切なマッチング支援が可能となり、他に本事業を適正に実施できる事業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
301	浜松市障害者就労支援事業業務委託	医療法人社団至空会	R5. 4. 1	10,274,000	指名業者は、これまでにも障害者の状況に寄り添った就労・定着支援業務や障害者雇用を促進する企業と障害者双方のニーズに合致した効果的な支援を行っている。本事業は、継続して障害者の就労にかかる相談や障害者を雇用する企業等を支援していく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
302	浜松就職・転職ナビJOBはま！システム保守運用等業務	株式会社アドUIL	R5. 4. 1	4,955,005	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、株式会社アドUILが独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されており、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるのは、株式会社アドUILに限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
303	外国人の雇用・就労に関する相談事業業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	12,108,511	外国人の総合相談ワンストップセンターとして、多文化共生センターと一体的に取り組むことが必須条件であり、多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している公益財団法人浜松国際交流協会以外に実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
304	外国人メンターによる留学生の就労・起業相談事業業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R5. 4. 1	1,510,347	外国人求職者の就労相談や企業からの雇用に関する相談とともに、生活全般にかかる相談などに対応できる外国人の総合相談ワンストップセンター機能を有する市内唯一の団体であり、本事業を適正に実施できる団体は他にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
305	浜松市就職氷河期世代支援活動応援業務委託	株式会社東海道シグマ浜松支店	R5. 5. 18	19,248,900	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)
306	外国人留学生ジョブマッチング支援事業業務委託	浜松外国人材定着サポート有限責任事業組合	R5. 6. 1	1,713,250	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2115)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
307	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R5. 4. 1	179,966,999	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として当地域の産業経済の発展を目的に設立された団体であり、「はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中心機関と位置付けられている。これまででも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで一定の成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。また、当機構は、産業支援機関として、中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、組織体制においても、国の認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。</p> <p>加えて、公益財団法人であるため、特定の利害関係者に縛られることなく、公的・中立な立場で産業支援を実行できる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、当業務を総合的に高いレベルで実施できる機関として、当機構に特命委託するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2044)
308	令和5年度市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R5. 4. 1	7,370,000	本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持に加え、市民目線での地域愛の醸成と地域の魅力の市民への定着を目標としている。本業務の趣旨に即し、市全域で活動している事業者は「出世の街浜松プロジェクト」のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293)
309	浜松城及び浜松出世パーク観光誘客プロモーション業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R5. 4. 1	11,352,000	本業務は、浜松市マスコットキャラクターと武将隊が一体となって観光客をもてなすものである。市内で徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのが特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクトのみであり、本市マスコットキャラクター出世大名家康くん及び出世法師直虎ちゃんと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な団体は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
310	メタバースを活用した魅力発信業務	株式会社HIKKY	R5. 4. 11	5,500,000	本業務は、国内外から多くの集客がある既存メタバースにブースを出展し、本市の魅力を発信するものである。 国内で広く参加者を募っているメタバースのうち、株式会社HIKKYが運営するメタバース「バーチャルマーケット」はギネス世界記録に認定され、既存メタバースのうち最大規模の来場者数と出展者数を有していることから、バーチャルマーケットへ出展する。 バーチャルマーケットへ出展するためには、バーチャルマーケットを運営している株式会社HIKKYと契約するしかなく、代理店等も存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293)
311	インフルエンサーを活用した魅力発信事業	株式会社FIREBUG	R5. 5. 31	9,955,000	本業務の企画立案にあたっては、本市が有する資源を活用したプランディングや効果的なプロモーション手法の検討などにおいて、戦略的なプロモーションを行うための事業構築が必要となる。また、YouTubeなどソーシャルメディア媒体の動画発信に関しても実績とノウハウをもつ業者でなくては実施が困難である。 そのため、本業務の受託者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
312	浜松SA及び浜名湖SA装飾維持管理・撤去業務	中日本エクシス株式会社遠州支店	R5. 4. 1	2,179,320	本業務は高速道路に付帯するサービスエリアの装飾物の維持管理及び撤去を行うものある。 広告物の掲出と日常点検を一元的に行うことができる事業者は、サービスエリアを所管し、施設管理を行う中日本エクシス株式会社遠州支店のみであることから一者特命とする	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
313	浜松駅前「エリアマネジメント広告」維持管理撤去業務	浜松まちなかマネジメント株式会社	R5. 4. 1	8,346,700	本業務は大河ドラマ館への公共交通機関利用促進のため、浜松駅前からバスターミナル地下への動線上において大河ドラマ館情報を広告展開するものである。 この動線上において広告掲出可能な箇所は浜松まちなかマネジメント株式会社が一元的に管理する「エリアマネジメント広告」のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
314	JR浜松駅装飾維持管理撤去業務	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	R5. 4. 1	15,008,950	JR浜松駅への装飾は株式会社ジェイアール東海エージェンシーのみが施工可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
315	「家康公騎馬武者行列@浜松まつり」運営及び関連事業支援業務	エイエイピー浜松支店・SBSプロモーション浜松支社 特定業務委託共同企業体	R5. 4. 3	108,924,200	本業務は、イベントの規模や特性から十分な準備検討時間を要するが、イベントの情報公開前においては、その性質上内容を秘密にする必要があることから競争入札を行うことが困難であり、特定事業者との随意契約（一者特命）による受託者選定を行う。 事業者の指名にあたっては、業務遂行の確実性を担保するため、令和4年度の委託業務「『家康公騎馬武者行列@浜松まつり』運営支援業務」で本イベントの警備計画を作成している株式会社エイエイピーを含み、警備業の認定を受けている事業者の特定業務委託共同企業体を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
316	大河ドラマ「どうする家康」パネル展・トークショー（7月）運営業務	一般社団法人NHK財団	R5. 5. 25	3,448,500	本イベントはNHKサービスセンターが権利を有するパネルの設置や、トークショーに出演するキャスト調整が必要であり、それには公共放送の番組の広報宣伝のため設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
317	家康公騎馬武者行列@浜松まつり 企画進行業務	株式会社NHKエンタープライズ 中部支社	R5. 4. 1	24,030,140	本イベントは大河ドラマ「どうする家康」コンテンツを活用するものであり、実施にあたっては、NHKの番組コンテンツ活用のため設立されている関連事業者であるNHKエンタープライズとの契約以外に方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
318	浜松市PR用メッセージ動画作成における出演者調整業務	レトロワグラース株式会社	R5. 5. 19	1,071,334	柴咲コウさんをマネジメントできる業者は、柴咲コウさんが代表取締役を務める当該業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
319	多言語観光パンフレット作成業務	瀬戸株式会社	R5. 5. 19	5,296,500	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
320	石垣遺構維持管理及び埋め戻し等業務	株式会社フジヤマ	R5. 4. 1	3,630,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査を実施するなど、浜松城石垣遺構に精通し、専門的な知見を持つ事業者であること</li> <li>・埋蔵文化財発掘調査等を受託できる登録事業者であること</li> <li>・遺構の維持管理及び埋め戻し作業遺構の取り扱いに熟知した事業者が行う必要があること</li> <li>・今年度、遺構の維持管理業務を受託し、遺構の状態を把握していること</li> </ul> <p>以上の要件を満たすのは、今年度、遺構の維持管理業務を受託する本事業者のみであるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
321	浜松城遺構3Dデジタルコンテンツ改修及び維持管理業務	株式会社エリジョン	R5. 4. 1	2,328,480	・自社開発したソフトにより、高精細空間再現ディスプレイに表示するためのデータを作成し、供給することが可能な事業者であること ・浜松城遺構3Dデータ作成に携わっており、展示用にデータを加工することが可能な事業者であること 以上の要件を満たす事業者は、現在の展示物を作成した本事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
322	大河ドラマ「どうする家康」トークショー及びパブリックビューイング運営業務	株式会社中日アド企画東海支社	R5. 5. 25	4,919,200	ドラマ出演者によるトークショーは、一般社団法人NHK財団と連携して事業を行う必要があり、一般社団法人NHK財団が行う業務の委託先が当該業者である。また、パブリックビューイングは、これまで浜松市内で開催された過去2回のいずれも当該業者が受託し、NHKと調整を行った実績がある。7/2のトークショー・パブリックビューイングでは、NHKのドラマ制作者の登壇が予定されており、NHKと調整が必要となることから、イベント全体における業務の一元化を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2296)
323	大河ドラマ「どうする家康」相互協力冊子第2弾作製業務	一般社団法人NHK財団	R5. 4. 1	5,098,500	大河ドラマ「どうする家康」画像等の版権は、NHKの番組宣伝を行っている一般社団法人NHK財団が所有しているため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2296)
324	SNS発信業務	東京カメラ部株式会社	R5. 6. 20	4,799,300	アカウントの運用代行及びキャンペーン企画の立案にあたっては、コンセプト設計や効果的なプロモーション手法の検討などにおいて、昨年度までの事業で得られたデータを活用し、戦略的なプロモーションを行うための事業構築が必要となる。また、運用に関しても実績とノウハウをもつ業者でなくては実施が困難である。 そのため、本業務の受託者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを見定める公募型プロポーザル方式を採用した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2293)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
325	令和5年度 浜松市観光インフォメーションセンター案内機能拡充業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R5. 4. 1	12,815,000	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた公益財団である。 同財団は令和4年から令和6年まで浜松市観光インフォメーションセンターの業務を受託しており、現行の業務との連携が不可欠であるため、委託事業者として選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
326	令和5年度 観光・コンベンション推進業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R5. 4. 1	48,435,000	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松・浜名湖地域における地域経済の発展を目的として、観光振興及びコンベンション誘致に長く取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話053-457-2295)
327	令和5年度浜松ジュニアビレッジモデル事業実施業務	グローカルデザインスクール株式会社	R5. 4. 1	2,999,700	本業務は、グローカルデザインスクール株式会社が他市で実施している「ジュニアビレッジ事業」をベースに浜松市に適した事業を開発し、事業の有効性を確認するものであり、同社の持つ農業及び人材育成に関する専門的知識や人的資源を活用することが事業実施に不可欠なことから競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2333)
328	令和5年度ユニバーサル農業推進事業業務	特定非営利活動法人しづおかユニバーサル園芸ネットワーク	R5. 5. 1	1,169,960	本業務は、障がい者の農業参画に関する知識や実績、特例子会社や福祉施設等の関係機関との連携が求められるものである。当該事業者は農業と福祉の連携に関する活動を支援する団体であり、市内の障がい者受け入れ農業経営体の情報を幅広く有しているほか、事業の普及促進や各種関係機関とともに連携体制構築に取り組んできた実績もある。このような団体は他にはなく、本業務の実施が可能なのは当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話：053-457-2333)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
329	「どうする浜松の食プロジェクト」企画運営業務委託	株式会社静岡博報堂 浜松営業所	R5.5.15	12,782,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話 : 053-457-2334 )
330	浜松市農業バイオセンター運営業務	浜松市園芸協会	R5.4.1	19,312,700	当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。当協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有している。生長点培養と併せて培養苗の作出を行える業者は当該協会しかなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課 (電話 : 053-457-2331)
331	令和5年度 須部頭首工ほか 管理事業 国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作運転業務	浜名湖北部用水土地改良区	R5.4.1	166,665,400	浜松市須部頭首工管理条例において、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するよう努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書の第5管理再編計画に浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するよう規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話 : 053-457-2311)
332	令和5年度 浜松市農地情報システムおよび農地調査支援アプリ保守管理業務	株式会社フジヤマ	R5.4.1	9,020,000	定期・年次・通常・臨時保守などの仕様書に示す保守管理の内容が、システム・アプリを開発した株式会社フジヤマにしか技術的に対応不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地利用課 (電話 : 053-457-2481)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
333	天竜材の家百年住居の事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	R5. 4. 1	3,313,200	本業務の目的を達成し、円滑な事業運営を行う上で、次の事項を有していることが必須となる。 ①書類審査及び木材検査をするうえで必要な、木材・建築に関する専門知識と経験 ②市内全域で加工される木材検査を円滑に行うための連携体制 指名業者は、市内の森林組合、木材組合（製材、加工、流通等）、建築業組合で構成される市内唯一の連合組織であり、関係者との連携体制が構築されているほか、木材・建築に関する専門知識も合わせ持っております。現在、市内で上記を満たす他の団体はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話 : 053-457-2159 )
334	令和5年度 浜松市中央卸売市場S F級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R5. 4. 1	3,520,000	主に鮭を冷凍保存する S F 級冷蔵庫冷凍機は -60°C の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である株式会社前川製作所でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402)
335	令和5年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務委託	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R5. 4. 1	2,544,850	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、システムの構成等が特殊仕様となっており、システムの構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402)
336	令和5年度浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング 静岡支店	R5. 4. 1	7,590,000	機器及びプログラムの動作確認等を行う保守点検等業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリングでなければ業務を遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 (電話 : 053-427-7402)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
337	令和5年度浜松市食肉地方卸売市場 と畜場清掃・廃棄臓物処理業務	有限会社浜松ミート	R5. 4. 1	15,243,998	(1) と畜場清掃業務について ア と畜解体作業場の清掃 と畜解体作業場は高度な衛生状況を保つため、作業者の責務として行われる毎日の施設・設備の洗浄後に、より徹底した清掃が必要である。また、と畜解体は、背割り機や皮剥ぎ機等特殊な機械設備を使用する業務であり、汚れや油脂が付着しやすい機械内部まで清掃する必要があるため、清掃作業者はと畜場の機械設備を熟知していなければならない。 イ 洗車場等の清掃 獣畜運搬車の洗車場やプラットホーム、スロープ、排水溝などは獣畜の糞尿による汚れが避けられない。これによる衛生上の問題に加え、特に近隣住民への臭気による苦情を避けるため、解体作業中あるいは作業後ただちに清掃しておく必要がある。 (2) 廃棄臓物処理業務について 廃棄臓物処理業務は、食肉検査により廃棄された豚・牛の内臓や、牛の頭部などの特定部位を廃棄物室に集めて整理し、また、牛の胃内容物（腹糞）を脱水機にかけた後、コンテナに収納する。これら1日約2トンの廃棄物をそれぞれの種類に分けて整理収納する業務を、と畜解体作業と連動し並行して行う必要がある。 以上、と畜場清掃業務及び廃棄臓物処理業務いずれも、と畜場設備を熟知し、と畜場におけるHACCPによる衛生管理について知識と経験を有し、現状を踏まえた的確な作業が可能だと畜解体業者が、と畜解体作業と一連の業務により管理することが最も効率的である。当業者は当と畜場の解体業者であり、業務を執行可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話 : 053-461-7555 )
338	令和5年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R5. 4. 1	4,411,000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後、直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。この条件を満たし、本業務を履行できるのは株式会社堀田萬蔵商店が唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話 : 053-461-7555 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
339	令和5年度浜松市食肉地方卸売市場 動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R5. 4. 1	4,796,000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、毎日と畜場から排出される大量の内臓廃棄物等を受入れ、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場 (電話 : 053-461-7555 )
340	令和5年度浜松市土地取引規制基礎調査等業務委託	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会	R5. 4. 1	3,032,700	「公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会」は、静岡県内のほぼすべての不動産鑑定士が会員登録する団体であることから、資格、人員等の下記要件を全て満たしており、広域的で客観的な調査が行え、履行実績や信頼性があり、東海地域や国との連絡体制を常に保つことができる唯一の団体であるため。 1 土地取引情報の収集・分析、土地の鑑定評価等ができること 2 国土利用計画法に基づくこの調査は、本市の政令市移行前から、静岡県が事業主体となり、県内全域を対象区域として実施してきたものであり、静岡県及び静岡市が同様の業務委託を継続していることから、作業効率等を考慮し、静岡県や静岡市との調整により統一的な調査ができること 3 静岡県、静岡市及び浜松市区域における調査方法等の統一的な取扱いや意見の調整により円滑な実施が図れること、及び調査地点が複数あることから相当数の不動産鑑定士の動員ができること 4 当該業務を遂行するにあたり、資格、知識、技術、人員の配置、及び情報収集の体制等が整っていること 5 東海地域や国との連絡体制を常に保つため、円滑な情報共有等が図れること	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 (電話 : 053-457-2365)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
341	令和5年度 どうする家康 浜松 大河ドラマ館交通誘導サイン看板等管理業務委託	誠和企画株式会社	R5. 4. 1	3,476,000	本業務は、大河ドラマ館期間中の年度を跨ぐ継続的な業務であることに加え、令和4年度に設置した看板の保守・管理業務であることから、看板の製作及び設置者の責任が伴うため、令和4年度に看板作成・設置及び管理を委託した誠和企画を一者特命随契とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 (電話 : 053-457-2910)
342	令和5年度大平台北東区域地下構造物調査事業 道路維持管理業務	中村建設株式会社	R5. 4. 1	2,249,500	本業務は、令和3年度（市）大平台83号線道路復旧工事により整備した立坑等の道路占用施設について、施設点検及び緊急時の対応等を行い、健全な道路を維持することを目的としていることから、道路復旧工事の受注者である中村建設株式会社が、本業務を適切に遂行できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 (電話 : 053-457-2716)
343	令和5年度大平台北東区域地下構造物調査事業地下水位観測業務	不二総合コンサルタント株式会社	R5. 4. 24	2,398,000	本業務は、地下水位の変動データを収集することを目的としており、令和4年11月から実施している水位観測を継承するものであることから、令和4年度の水位観測を行った水文等調査業務の受託者であり、業務内容を熟知している不二総合コンサルタント株式会社が、水位観測の継続性の確保と円滑な業務進捗を図ることができると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 (電話 : 053-457-2716)
344	令和5年度わが家の専門家診断事業業務	公益社団法人静岡県建築士会	R5. 4. 17	21,183,864	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業費補助金交付要綱」第2(6)及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうことになっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要があり、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部 建築行政課 (電話 : 053-457-2473)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
345	令和5年度 浜松市営住宅管理システム保守等業務	株式会社ジーシーシー	R5. 4. 1	1,644,720	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修作業可能な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部住宅課 (電話 : 053-457-2455)
346	公園内トイレし尿収集業務 (旧浜松市内)	一般財団法人浜松市清掃公社	R5. 4. 1	2,025,177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話 : 053-473-1829)
347	公園内トイレし尿収集業務 (西区・浜北区・天竜区)	株式会社ハマエイ	R5. 4. 1	1,371,271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話 : 053-473-1829)
348	浜松市動物愛護推進事業業務	一般社団法人 浜松市獣医師会	R5. 4. 1	2,695,000	指名業者は、動物愛護について見識が高く、多岐に渡り動物愛護関係団体との交流があり、全国の動物愛護行政等の状況を把握し、浜松市動物愛護行政の一層の推進を図ることができる市内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部動物愛護教育センター (電話 : 053-487-1616)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
349	負傷動物等保護収容措置業務	一般社団法人 浜松市獣医師会	R5. 4. 1	1,447,600	一般社団法人浜松市獣医師会は、浜松市内の開業獣医師により組織されており、浜松市内の負傷動物保護収容事業に協力できる病院を把握し取りまとめている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部動物愛護教育センター (電話 : 053-487-1616)
350	令和5年度浜松市公用財産（道路・河川等）境界確定業務委託契約	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	R5. 4. 1	98,644,282	公用用財産（道路・河川等）と民有地との境界に関する申請は、年間2千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間2千件を超える申請に対し、事務処理も円滑かつ正確に行なうことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話 : 053-457-2313 )
351	令和5年浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R5. 4. 1	1,595,000	①浜松市道路施設情報システム（以下「本システム」という。）は、株式会社フジヤマが開発したシステムであり、開発当時の契約において、翻案権（著作権法第27条）については株式会社フジヤマに留保されている。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正に当たりフジヤマに留保されている翻案権が必要となる。 ②本システムは、株式会社フジヤマによって独自に構築されていることから、システムの安定的な稼働及びシステム異常時における迅速な対応を行うには、同システムの構造を熟知している同社の技術が必要である。 ③株式会社フジヤマは、本システムの開発からこれまでの間、一貫して本業務を実施しているが、仮に同社以外が本業務を実施し、システム異常が発生した場合、その原因がシステム固有の問題か、本業務を行ったことによるものなのかの原因の特定は困難であり、責任の所在が不明確となる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話 : 053-457-2619)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
352	令和5年度 浜松市道路施設データベースシステム保守業務	国際航業株式会社	R5. 4. 1	3,245,000	<p>本業務は、国際航業株式会社が独自に設計・構築した「浜松市道路施設データベースシステム」のパッケージ（知的財産）及びカスタム関連部分を含む全体の保守業務である。</p> <p>開発者以外が保守を行った場合、セキュリティの確保ができない、障害対応ができない、必要な機能が作成できない等の問題が発生する可能性が非常に高いため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 (電話 : 053-457-2647)
353	令和5年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R5. 4. 1	4,686,000	<p>市民の生命財産を守るため、通行規制等の現場対応や関係機関への連絡、市民への情報提供等を迅速にできるよう、予め適切な配備体制に就いていなければならない。</p> <p>そのためには、「降雨実績と予測雨量を組み合わせ、専門的な知識を有する気象予報士が大雨による災害リスクをリアルタイムで予測・判断し、本市の定める基準及び気象予報士の知見により数値化した情報」として、配備の対象となる職員へメール等により送信することが必要となる。</p> <p>上記の気象情報の分析・提供体制（365日24時間体制にて気象予報士を配備し、且つ、浜松市・静岡県等の管理する河川及び災害リスクスケールの状況に応じたメールを同時に300台以上の端末へ送付可能な体制）を有しているのは、株式会社ウェザーニューズのみであり、他者では行うことができないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話 : 053-457-2452)
354	令和5年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	ワизエピック	R5. 4. 1	10,494,000	本業務の保守対象となる土木防災情報システムは、基幹部分（各種サーバ内プログラム）において著作財産権をワизエピック代表が保有しているため、保守点検や障害対応は他者では行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話 : 053-457-2452)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
355	浜松市口座振替データ伝送業務	株式会社静岡銀行	R5. 4. 1	2,071,300	本業務は、本市指定金融機関である株式会社静岡銀行の子会社である静銀ITソリューション株式会社※が開発した伝送のためのシステムを使用しており、その運用は静銀ITソリューション株式会社が行っている。当該システムの販売及び契約は株式会社静岡銀行のみが取り扱っているため。 ※銀行法施行規則第17条の3に定められた子会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	会計管理者 会計課 (電話 : 053-457-2181)
356	令和5年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務（一括）	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R5. 4. 1	3,986,620	消防業務の支障をきたさないよう市内の各地に支店を有し、24時間体制で市内全域を迅速かつ的確に対応できる者は、一般財団法人中部電気保安協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話 : 053-475-7523)
357	(一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	ALSOKファシリティーズ株式会社	R5. 4. 1	1,690,786	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託している。また、イーステージ浜松オフィス棟使用細則において、専有部分についても、施設設備の管理の都合上、イーステージ浜松オフィス棟管理組合が指定する業者（共用部分の清掃業者）と契約することが想定されており、該当する業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
358	(一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務	ALSOKファシリティーズ株式会社	R5. 4. 1	1,029,600	指名業者はイーステージ浜松オフィス棟建物内に事務所を有し、同オフィス棟管理組合から警備業務を受託している。建物全館において警備システムを連携させた管理を実施しており、教育委員会の専有部分についても、同様の管理を行うことが可能な業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
359	浜松市教育委員会産業医業務	社会福祉法人 聖隸福祉事業団 聖隸健康診断センター	R5. 4. 1	1,650,000	前年度まで教育委員会の産業医を指名業者の医師に委嘱しており、職員の健康状態を経年的に把握し、事業場の業務内容を理解していることから、効率的かつ適切な業務遂行が可能な業者は、指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
360	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人まちづくりネットワークWILL	R5. 4. 1	3,820,000	当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している。活動目的の1つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である（平成25年度から本事業を受託）。本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
361	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子ども教室	R5. 4. 1	1,323,086	当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小学校の園児・児童の放課後等の時間について上阿多古地域全体で保護育成することを活動目的としており、上阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成26年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
362	浜松市はるの放課後子供教室（犬居地区）推進事業業務	SunSunクラブ	R5. 4. 1	2,608,464	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
363	浜松市はるの放課後子供教室（気田地区）推進事業業務	SunSunクラブ	R5. 4. 1	2,547,936	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401）
364	浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	R5. 4. 1	2,282,726	当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成28年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401）
365	浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務	浦川子供教室	R5. 4. 1	2,018,038	当該団体は、原則として浦川小学校の児童を対象とし、適切な遊びと生活を通して放課後等における児童の健全な育成を目的として活動している。浦川地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成31年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に浦川地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401）
366	浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務	いーら・みなくる	R5. 4. 1	3,119,424	当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課（電話：053-457-2401）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
367	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R5. 4. 1	3,560,388	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
368	浜松市佐久間放課後子供教室推進事業業務	佐久間っ子クラブ	R5. 4. 1	1,256,978	当該団体は、佐久間小児童を対象に、放課後や長期休業中、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供し、異年齢の子供たちを遊びや学びなどで交流させる活動を通して健全な育成を図ることを目的とする事業を令和3年度から試行実施、令和4年度から本事業を受託し、学校との連携も密である。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に佐久間地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
369	浜松市引佐北部放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人ひづるしい鎮玉	R5. 4. 1	2,650,084	当該団体は、鎮玉地域住民及び周辺住民に対し、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加及び環境の保全・再生に寄与することを目的とした事業を実施しており、当該地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和4年度から本事業を受託）。よって、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に鎮玉地域（引佐北部小中学校区）を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部 教育総務課 (電話 : 053-457-2401)
370	R5. 10導入 小中学校等パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R5. 6. 30	14,190,000	浜松市教育ネットワーク内は、導入年度の異なる複数のシステムが混在しており複雑になっている。そのため、既存の保守業者以外の者では、保守対象外システムにまで影響を及ぼしてしまう可能性がある。本業務は各システム間の調整が必要であり、最悪の場合には障害発生により保守が出来なくなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
371	令和5年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセンター	R5. 5. 1	6,167,260	①ストレスチェックの実施に対する検査方法や高ストレス者の選定方法、集計、分析、評価等、専門的な知識を有していること。 ②これまでの集計や分析を生かし、受検者だけでなく学校毎の経年変化を把握できること。 ③標準的なストレスチェックの項目に教職員独自の質問項目を追加することができる等、柔軟な対応が出来ること。 ④産業医の面接場所等について、面接希望者にとって相談しやすく、またプライバシーが守られるような面接環境が整えられていること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
372	浜松市教員採用等案内作成及び教員の魅力を伝える広報業務	株式会社 エイエイピー 浜松支店	R5. 4. 1	4,107,500	文部科学省が教員採用選考試験の早期化を推進している。当市の教員採用選考試験の日程について、静岡県、静岡市、当市の3者で協議した結果、当業務委託の対象となる令和7年度採用（令和6年度実施）の教員採用選考試験の日程を2か月前倒しすることが決定した。当委託業務も、例年プロポーザル実施後の6月から契約していたが、2か月前倒しした4月から業務を実施する必要があり、プロポーザル実施のための十分な期間が設けられないため、1者特命の随意契約を行う必要がある。指名業者は令和4年度に公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点し、特定しており、当業務を行うために最適な事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	学校教育部教職員課 (電話：053-457-2408)
373	浜松市小中学校図書管理システム運用保守業務	株式会社内田洋行 営業統括グループ	R5. 4. 1	15,195,840	運用保守対象の学校図書管理システムは、保守内容も含めてプロポーザルで選定し、株式会社内田洋行が設計・構築等を行った。同システムの運用・保守は、構築を行った同社でなければ行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
374	令和5年度 学齢簿システム区再編対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 4. 1	5,643,000	本契約は、教育支援課が所管する当該システムについて、令和6年1月1日に実施する区再編後も円滑に業務を遂行できるようにするために、必要な改修を実施することを目的としている。 現行システムの改修に関わる業務であることから、現行システムの保守、運用の契約をしている日本電気株式会社以外は不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話 : 053-457-2406)
375	浜松市立小中学校訪問看護業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団	R5. 4. 1	16,273,620	委託先については、医療的ケアを受ける生徒及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該生徒の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話 : 053-457-2428)
376	(一括)令和5年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R5. 4. 6	2,098,200	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠州鉄道株式会社は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるのは遠州鉄道株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話 : 053-457-2406)
377	(一括)令和5年度 浜松市北区細江・引佐・三ヶ日地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R5. 4. 6	1,159,800	北区引佐・三ヶ日地域通学バス運行管理業務の受託者である遠州鉄道株式会社は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるのは遠州鉄道株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話 : 053-457-2406)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
378	(一括)令和5年度 浜松市天竜区佐久間地域通学バス校(園)外学習運行管理業務	大新東株式会社浜松営業所	R5. 4. 6	1,349,000	天竜区佐久間地域通学バス運行管理業務の受託者である大新東株式会社浜松営業所は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるのは大新東株式会社浜松営業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 (電話 : 053-457-2406)
379	浜松市立高等学校昇降機設備（エレベーター）保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R5. 4. 1	1,095,600	日本オーチス・エレベータ株式会社静岡支店は、既存設備の施工業者であり設備にはメーカー固有の部品が使用されている。そのため、当該業者でなければ設置されている設備に対して安全かつ確実な点検及び緊急時の修繕対応等が行えず、その使用に著しい支障が生じるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 (電話 : 053-453-1105)
380	令和5年度 浜松市立高等学校 資産管理システム及び情報機器等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R5. 4. 1	6,820,000	資産管理システムの導入設定等や本校情報機器等賃貸借物件の導入設定業務等を実施している。日々の授業や校務などを円滑に行うためには、これら情報機器等の運用保守を迅速、かつ、適正に行う必要があることから、導入設定業務を行っている同社を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 (電話 : 053-453-1105)
381	令和5年度 浜松市立高等学校 校内ネットワーク機器等運用保守業務	西日本電信電話株式会社浜松支店	R5. 4. 1	3,550,800	校内ネットワーク関係機器等や回線の構築業務、成績管理システムのサーバ等構築、問い合わせ窓口対応や故障等切り分けなど、ベンダー調整を構築段階から行っている。授業や校務に支障がないよう、これらネットワーク回線や成績管理システムを常時安定稼働しておく必要があることから、構築業務を行った同社を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 (電話 : 053-453-1105)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
382	令和5年度 浜松市立高等学校 ICT機器等活用支援業務	コニカミノルタ静岡株式会社 浜松営業所	R5. 4. 1	5,280,000	本校教職員のICT活用能力等の経年的分析を実施しており、分析による本校教職員の課題を明確にし、これらを解決し授業改善へ繋げるための最適な外部講師との連携などを行っている。教員の授業改善に対する意識改革、ICT活用能力推進をさらに進めるため、蓄積されたデータをもとに継続した支援が必要と判断し、一者特命により同社を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 (電話 : 053-453-1105)
383	選挙管理委員会事務局・総務部文書行政課共同利用サーバーシステム運用保守業務	東京コンピュータサービス株式会社 静岡支店	R5. 4. 1	1,504,800	東京コンピューターサービス株式会社は、令和4年度に行った本システムの再構築及び構築後の運用保守業務の受託者として、本システムの仕様や他の関連システムとの連携等に必要不可欠な知識を有しており、安全かつ円滑な業務の履行や本システムの運用保守に対する適切な助言が確実に期待できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 (電話 : 053-457-2521)
384	浜松市名簿・投票管理システム運用保守業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R5. 4. 1	4,180,000	浜松市名簿・投票管理システム構築及び運用保守業務（契約期間：H27.12.21～R4.3.31）により構築したシステムを継続使用することから、運用保守は同システムを開発した株式会社ムサシ以外には担うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 (電話 : 053-457-2521)
385	浜松市開票集計システム改修業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R5. 5. 30	3,234,000	浜松市開票集計システムは株式会社ムサシが開発したシステムであり、かつ浜松市独自の環境設定があることから、本システムを開発した株式会社ムサシでなければ安全かつ迅速な改修はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 (電話 : 053-457-2521)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
386	令和5年度 浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係るアドバイザリー業務（利用料金設定割合改定協議支援等）	E Yストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	R5. 4. 18	19,545,196	契約相手方は、本事業の検討段階から実施に至るまでの各種支援業務の受託者（E Y新日本有限責任監査法人）からそれら業務を含むインフラ事業に関するアドバイザリー事業を引き継いだ者であり、コンセッション方式に関し専門的知見を有していることはもとより、本事業における利用料金設定割合や事業者選定から実施契約締結に至るまでの内容等を熟知している。 改定協議や任意事業における提案内容の合理性、妥当性等を判断する上では、本事業の利用料金設定割合や実施契約の内容等を踏まえた仔細な検討を要するところ、契約相手方以外では、本事業の把握に多大な時間と労力を要することに加え、効果的な助言など適時適切な支援を受けられず、十分な成果が期待できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部上下水道総務課 (電話：053-474-7019)
387	令和5年度 浜松市上下水道部庁舎冷暖房設備保守点検業務	日管株式会社	R5. 4. 27	7,150,000	一般競争の入札執行で落札者がおらず、競争入札から随意契約に切り替えて、最低価格入札者と価格交渉を行ったため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	上下水道部上下水道総務課 (電話：053-474-7012)
388	令和5年度 浜松市水道料金等調定システム保守業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	8,687,250	浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
389	浜松市水道料金等のクレジットカード決済に係るデータ処理業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	R5. 4. 1	1,032,075	本業務はクレジットカード情報を取り扱うため、割賦販売法等の定めにより国際統一基準（PCI DSS）の認定を取得していること、かつ、浜松市のシステムのデータレイアウトでデータ処理が行える必要があるが、履行可能な業者は今回の選定業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）以外にないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
390	令和5年度 常光浄水場外電気設備計装機器保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R5. 4. 1	6,897,000	本施設の電気設備・計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、重要な信頼性が要求される。また、当該設備は、三菱電機株式会社が、構築・設計したもので、製作にあたって業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、設計・構築時の知識・同一手法が必要となることから、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が三菱電機株式会社より保守点検業務を移管されているため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話 : 053-436-1307)
391	令和5年度 大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社日立製作所 中部支社	R5. 4. 1	6,050,000	本施設の計装機器は、市民生活や日常運転に影響なく安定稼働させるため、高い安全性、信頼性が要求される。また、当該機器は、株式会社日立製作所が構築・設計したもので、製作にあっては業者独自の方法にてシステムなどが構築されており、保守点検作業時には、設計業者の構築・設計時の知識・同一手法が必要となるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話 : 053-436-1307)
392	令和5年度 大原浄水場薬品注入設備保守点検業務	JFEアクアサービス機器株式会社	R5. 5. 22	1,540,000	当該設備機器はJFEアクアサービス機器株式会社が製作、設置したものであり、部品の調達及び運転の安全性、信頼性を維持するため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話 : 053-436-1307)
393	令和5年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	R5. 4. 1	3,799,400	浜松市又は静岡県及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出設備に対応可能であり、かつ、焼却灰の再資源化処分を行う予定の産業廃棄物処分場の搬入設備に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話 : 053-441-3631)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
394	令和5年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業モニタリング業務にかかる技術的援助に関する年度協定	地方共同法人日本下水道事業団	R5. 4. 1	20,020,000	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視)機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点が必要であり、客観的かつ専門的な知見を有し、対応ができる唯一の者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
395	令和5年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社日立製作所	R5. 4. 1	25,300,000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
396	令和5年度 委託第11号 中部浄化センターサービス計装設備保守点検業務	メタウォーター株式会社	R5. 4. 1	3,740,000	中部浄化センターは、メタウォーター株式会社が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術を必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部下水道施設課 (電話：053-441-3631)
397	令和5年度 休日及び夜間修繕待機業務（北区）	細江町水道工事協同組合	R5. 4. 1	8,849,390	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、地域に精通し内容を熟知した指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外では対応できなかったため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
398	令和5年度 休日及び夜間修繕待機業務（浜北区）	浜北上下水道協同組合	R5. 4. 1	6,447,650	修繕の迅速な対応と市民サービス向上のため、年間を通して広域的なサービスを行うには、一企業では困難であり、地域に精通し内容を熟知した指定工事業者で構成されている浜北上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
399	令和5年度 上水道施設遠方監視設備点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R5. 6. 20	2,046,000	遠方監視装置は、シンク・エンジニアリング株式会社で開発された独自のソフトや設備を使用しており、他業者ではソフトの解析は不可能である。このため、性能維持に係る点検は監視装置の開発者シンク・エンジニアリング株式会社開発本部だけであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
400	令和5年度 永島配水場外7施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設 東京支社	R5. 6. 15	1,375,000	対象機器は、株式会社クボタ製の緊急遮断弁で、その製品の保守点検を専属に行っているのは株式会社クボタ建設東京支社のため、メーカー独自の技術力と運用の安全性、信頼性を維持担保できるのは株式会社クボタ建設東京支社だけであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）
401	令和5年度 永島配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R5. 6. 20	2,805,000	当該施設の計装設備は誠興電機株式会社でプログラムされたP L C装置等により制御されており、設備・システム間の性能維持、稼動を円滑に動作させることは他の業者ではできず、誠興電機株式会社だけであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課（電話：053-525-6081）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
402	令和5年度 都田地区農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	一般財団法人浜松市清掃公社	R5. 4. 1	3,088,800	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0038)
403	令和5年度 兩島・落合石神・上市場農業集落排水処理施設 汚泥収集運搬業務	株式会社ハマエイ	R5. 4. 1	7,392,000	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0038)
404	令和5年度 上下水道財務会計システム改修業務	富士通 J a p a n 株式会社	R5. 5. 8	1,072,500	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、現システムの開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできなかったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0038)
405	令和5年度 休日及び夜間修繕待機業務（天竜区）	天竜北遠上下水道協同組合	R5. 4. 1	7,620,360	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0035)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
406	令和5年度 天竜区内水道施設管理業務	天竜北遠上下水道協同組合	R5. 4. 1	55,550,000	施設管理には、各施設の仕組みを把握し事故等の発生時も迅速な対応が求められるため、長年施設管理に携わり施設や地理等内容を熟知し、指定工事業者で構成されている天竜北遠上下水道協同組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0035)
407	令和5年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その1	誠興電機株式会社	R5. 6. 12	1,870,000	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0035)
408	令和5年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その2	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R5. 6. 12	7,909,000	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話 : 053-922-0035)
409	令和5年度中区行政連絡業務	中区自治会連合会	R5. 4. 1	107,843,520	地域に密着した住民組織である中区自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまでにも業務を円滑に処理してきている実績があり、迅速性、正確性からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区区振興課 (電話 : 053-457-2210)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
410	令和5年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R5. 4. 1	6,000,000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、契約者は浜松市の文化や歴史を熟知している団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 まちづくり推進課 (電話 : 053-457-2779 )
411	令和5年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団あづま会他3法人	R5. 4. 1	212,874,000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話 : 053-457-2062)
412	令和5年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 1	7,812,999	本事業は高齢者に対して、介護支援機能や住居機能、交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話 : 053-457-2062)
413	令和5年度 浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務	社会福祉法人浜松佛教養護院 他6法人	R5. 4. 1	5,099,600	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区 長寿保険課 (電話 : 053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
414	令和5年度東区行政連絡業務	東区自治会連合会	R5. 4. 1	49,461,920	地域に密着した住民組織である「東区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまで業務を円滑に処理してきた実績があり、人員確保、迅速性、正確性、信頼性の面からもほかに代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 区民生活課 (電話 : 053-424-0164 )
415	令和5年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人八生会	R5. 4. 1	6,820,999	適切な事業運営が確保出来る専用の居室施設を保有し、かつ高齢者の健康管理、生活指導ができる社会福祉法人は生活支援ハウスあんしんの里を有する社会福祉法人八生会の他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 長寿保険課 (電話 : 053-424-0186)
416	令和5年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団岡崎会 他2法人	R5. 4. 1	111,801,000	地域包括支援センター運営業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	東区 長寿保険課 (電話 : 053-424-0186)
417	令和5年度西区行政連絡業務	西区自治会連合会	R5. 4. 1	36,433,910	地域に密着した住民組織である「西区自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまで業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区区振興課 (電話 : 053-597-1112)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
418	令和5年度浜松市舞阪表浜駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R5. 4. 1	2,442,000	ユニヴァーサル商事株式会社は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事株式会社だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )
419	令和5年度浜松市弁天島海浜公園駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R5. 4. 1	3,280,200	ユニヴァーサル商事株式会社は、浜松市舞阪駐車場管理システム機器賃貸借契約先であるため、機器の内部を保守点検できるのは、ユニヴァーサル商事株式会社だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
420	令和5年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	R5. 4. 1	17,711,353	<p>①海水浴管理運営業務では、公園周辺の干満による潮流変化があることや航路沿いで流れが急速であること、さらに水深が急に深くなるなど、特有の地形状況に精通し、常に海岸の状況を把握している。また、安全性の確保について、観光協会員である地元漁業団体と密に連携し、緊急時の迅速かつ的確な対応が可能な体制を構築している団体は観光協会のみである。</p> <p>②自転車ターミナル管理運営業務では、貸出時には地域の観光地や観光施設の案内を求められることが多く、地元をはじめ浜名湖周辺の観光情報に精通していることや、自転車安全整備士及び自転車技師の資格を有している観光協会員の事業者との連携体制が確立されており、自転車ターミナルの運営において大きな強みとなっている。</p> <p>③弁天島を訪れる観光客に対して観光情報の提供に努め、公園や地域の観光情報をインターネット(SNS)等で発信しており、加えて観光振興や観光資源の保全に努めている。</p> <p>④日ごろ、地域観光のマーケティングを行っている団体であり、収集した情報や、それに基づいた観光協会独自の分析や見解が、市の観光施策に活かすことが期待できる。</p> <p>⑤これまで海浜公園の管理業務を受託しており、施設の適切な管理を熟知している。また、常に利用者へのサービス向上に努め、地元住民との調和を図り、地域の意見や要望を集約する窓口としての役割が期待でき、地域と連携した観光振興を推進し、海浜公園における地域環境を良好に築くことができる団体である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )
421	令和5年度浜松市館山寺ターミナル施設管理運営業務	館山寺温泉観光協会	R5. 4. 1	1,569,480	館山寺ターミナルはバス発着場や一般駐車場等の利用が多く、利用者は観光客が主である。館山寺周辺の観光施設や宿泊施設の状況等を常に把握し、最新の情報を観光客に提供できるのは館山寺温泉観光協会だけである。そのため、年中無休で運営しており、地域の観光を案内を専門にしている館山寺温泉観光協会へ委託することが妥当であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
422	令和5年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	R5. 4. 1	2,511,960	舞阪町観光協会は、日ごろより地域観光のマーケティングを行っている団体であり、収集した情報やそれに基づいた観光協会独自の分析や見解を活かした観光業務が期待できる。また、12月29日から1月4日を除き窓口業務を実施しており、舞阪町海浜公園事務局より地域の観光情報を熟知し、案内業務に慣れた職員を派遣することで、弁天島海浜公園と観光情報を共有し、観光客が求める最新で正確な地域の観光案内を提供できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )
423	(一括) 令和5年度浜松市櫛観光トイレし尿収集業務 (単価契約) 及び浜松市神久呂協働センター浄化槽清掃業務	浜松市清掃公社	R5. 4. 1	1,076,000	浜松市一般廃棄物処理実施計画で定める「し尿・浄化槽汚泥」の収集運搬業者、清掃業者が「旧浜松地域」の場合は、廃棄物収集運搬許可も有している「一般財団法人浜松市清掃公社」1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )
424	令和5年度浜松市館山寺西海岸清掃業務	館山寺温泉観光協会	R5. 6. 1	4,738,800	この業務は4,850m <sup>2</sup> という広大な海岸の藻や大きな流木等の自然物等全ての廃棄物の収集・運搬・処分業務の委託である。海岸の状況を随時チェックし、必要に応じて重機等を使って海岸の美観を保てるのは、地元の団体である館山寺温泉観光協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )
425	令和5年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」 会長 坂田 忠臣	R5. 4. 1	1,500,000	雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であり、当該業務を行えるのは当団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話 : 053-597-1117 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
426	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 浜名医師会	R5. 4. 1	41,168,239	本業務は、医師資格を必要とする業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区 健康づくり課 (電話 : 053-597-1120 )
427	令5年度 雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人 浜名医師会	R5. 4. 1	6,679,200	本業務は、医師資格を必要とする業務であり、市民が日曜日及び祝日において、診療が必要な場合に医療機関に受診できるように、雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括する一般社団法人浜名医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	西区 健康づくり課 (電話 : 053-597-1120 )
428	(一括) 令和5年度浜松市南陽協働センターほか50施設昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム中部支社	R5. 4. 1	34,543,080	当業務は遠隔監視システムを使用し24時間監視及び自動点検による予防保全が可能であるが、これは昇降機設置業者の独自技術であり、設置業者以外では適切な保守管理ができないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	南区区民生活課 (電話 : 053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
429	令和5年度南区行政連絡業務	南区自治会連合会	R5. 4. 1	35,843,230	南区自治会連合会は、地域に密着した単位自治会で構成された団体で「市民の安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」のために、浜松市と様々な分野において協力関係にある。その中で綿密な連絡・調整・連携の下に確かな信頼関係が構築されていること。委託業務の広報等の配布や連絡については、既に確実な連絡体制が整備されていること。その実施により配布等の過程で隣人同士の触れ合いや相互理解が図られ、更なる地域コミュニティの醸成につながる効果が期待できること。また、調査関係については、民間団体の調査に比べ自治会実施の場合は信頼性と安心感があり回答率も高い結果が得られていること。自治会は地域の実情に精通し、住民の立場に立った臨機応変な対応が可能であることなど、これらの条件を合わせ持った団体が他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区区民生活課 (電話：053-425-1382)
430	令和5年度浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリエヌピーオー	R5. 4. 1	3,588,000	野生生物の保護は気温や海岸の状況などにあわせて臨機応変な対応が求められる。自然保護団体としてアカウミガメの生態等に精通し、アカウミガメの自然保護活動を行う傍ら、会独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を行い、これらのノウハウを活かした体験型プログラムの実施が期待でき、昭和62年以来、継続して市の事業委託を行い、その着実な実績をあげてきた。なお、浜松地域において同様の事業を実施することができる団体等は他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 区民生活課 (電話：053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
431	令和5年度浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R5. 4. 1	2,438,000	入札参加資格者名簿に登載があり、令和4年度に南区の老人福祉施設等でデイサービス運営事業等を実施する事業者に対し、本業務の受託について意向調査を行った結果、業務を行う体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は指名した業者のみであった。また、同一の事業者が受託することにより、入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。役務を提供できる事業者は他になく、継続的な事業の実施が入居者の安全かつ快適な在宅生活の支援につながる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542)
432	令和5年度浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務	社会福祉法人三和会外5者	R5. 4. 1	6,924,330	この業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設を保有し、かつ高齢者の処遇に精通した社会福祉法人等でなければ、この業務を行うことができない。本市は当該事業の実施にあたり、それぞれの区内に所在する、資格を有する事業者と契約することにより市内全体をカバーすることになっている。このため南区に所在する事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542)
433	令和5年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団和恵会外2者	R5. 4. 1	101,073,000	地域包括支援センター運営業務は、適正、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。南区の3か所の法人は、令和5年2月13日開催の浜松市地域包括支援センター運営協議会で委託の承認を受けた唯一の法人であり、他の法人は受託することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区 長寿保険課 (電話 : 053-425-1542)
434	令和5年度北区行政連絡業務	北区自治会連合会	R5. 4. 1	42,038,050	北区自治会連合会は、地区ごとの単位自治会で構成する住民組織であることから、既に地域ネットワークが確立しており、住民との密接度において他に代わるものがない。 また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性の面で最良である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区区振興課 (電話 : 053-523-1168)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
435	浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖課観光協会	R5. 4. 1	2,505,000	北区内の観光施設等の約65団体の会員で構成され、当地域内で緊密な連携のもと、観光振興事業を展開しており、当地域の観光情報集約の拠点となっている。このため観光情報を迅速かつ適切に収集及び発信することができる。また、気賀駅に事務所があることから利用者の利便性も高い。こうしたことから、同協会が本市の目指すツーリズムセンターとして、最適かつ唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-1114 )
436	令和5年度 浜松市三方原協働センター管理運営及び講座等開催業務	浜松北地域まちづくり協議会	R5. 4. 1	7,130,000	本業務は、地域活動の拠点である三方原協働センターの更なる利用促進を目指し、それにより地域コミュニティを活性化させることを目的としており、運営を委ねる地域組織としては、三方原地域で活動実績があり、かつ地域の住民により運営されているコミュニティ組織であることが求められるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-2903)
437	(一括) 令和5年度 浜松市北区引佐地域トイレ浄化槽清掃業務	東名興産㈱	R5. 4. 1	2,005,520	浄化槽法第35条第1項の規定に基づき許可を受けている業者であり、浜松市一般廃棄物処理実施計画において、北区のうち引佐地区の浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区まちづくり推進課 (電話 : 053-523-1114 )
438	令和5年度浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	14,585,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱に基づき、元気はつらつ教室事業者台帳に記載された事業所に委託している。北区においては、事業者台帳に登録されている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話 : 053-523-1144)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
439	平成5年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(細江)	社会福祉法人 聖隸事業団	R5. 4. 1	54,299,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は、浜松市地域包括支援センター運営協議会で細江、引佐、三ヶ日地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話 : 053-523-1144)
440	平成5年度浜松市地域包括支援センター運営事業業務(三方原)	社会福祉法人 公友会	R5. 4. 1	46,122,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は、浜松市地域包括支援センター運営協議会で都田、新都田、三方原地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区長寿保険課 (電話 : 053-523-1144)
441	令和5年度 浜松市北区救急診療業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R5. 4. 1	11,784,300	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な医療環境を確保するため、引佐3町（細江町・引佐町・三ヶ日町）の医療機関を統括している一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。 なお、夜間救急を担当する聖隸三方原病院は、平成30年度から一般社団法人引佐郡医師会に加入済である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 保健予防グループ (電話 : 053-523-3121)
442	令和5年度 3歳児健康診査業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R5. 4. 1	4,227,828	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 保健予防グループ (電話 : 053-523-3121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
443	令和5年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R5. 4. 1	77,894,733	当該業務は医師資格の必要な業務であることから、地域の安定的な接種環境を確保するため旧引佐3町の予防接種可能な医療機関を統括することができる一般社団法人引佐郡医師会の一者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 保健予防グループ (電話：053-523-3121)
444	浜松市引佐診療所医療医事システム構築・保守メンテナンス業務	株式会社 コム・エンジニアリング	R5. 4. 1	6,349,099	現行の医療医事システムは、導入業者である株式会社コム・エンジニアリングが、引佐診療所用にカスタマイズしたレセプトコンピューターシステムである。そのため、現行委の医療医事システムからのデータ移行作業等システムの構築の遂行が可能な業者は、株式会社コム・エンジニアリングのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 鎮玉診療所グループ (電話：053-528-5800)
445	令和5年度 浜松市三ヶ日協働センター管理運営及び講座等開催業務	三ヶ日まちづくり協議会	R5. 4. 1	6,691,000	本業務は、三ヶ日協働センターの管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利用の増加とそれに伴う地域住民の交流の拡大を図ることを目的としている。 この目的を達成するための地域組織としては、三ヶ日地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 当該団体はこの条件を備えた団体で、本業務の委託先として最適の団体であり、かつ地域内に業務を遂行できる団体が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区・三ヶ日協働センター (電話：053-524-1111)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
446	令和5年度 浜北区役所管理業務	株式会社なゆた浜北	R5. 4. 1	2,318,507	<p>なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専有部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした株式会社なゆた浜北との連携が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。</li> <li>・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一緒にして行う必要があるときは、管理者がこれを行なうことができる。」と規定されている。</li> <li>・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。</li> </ul>	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 区振興課 (電話 : 053-585-1146 )
447	令和5年度浜北区行政連絡業務	浜北区自治会連合会	R5. 4. 1	31,496,920	<p>地域に密着した住民組織である「浜北区自治会連合会」は、自治会加入率が高く、回覧する手間や、地域に関する調査等も含めて総合的に依頼できるのは、住民組織のみであり、正確性、経済性の面からも他に替わるものはない。</p> <p>さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの形成や維持にも寄与することができる。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区 区振興課 (電話 : 053-585-1143 )
448	令和5年度 浜松市龜玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社 静岡支店	R5. 4. 1	1,518,000	各施設に設置された昇降機には、遠隔監視装置及び外部連絡装置が設置されている。これらの装置は、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置業者独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守点検が実施できないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	浜北区まちづくり推進課 (電話 : 053-586-6201)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
449	令和5年度 浜北区市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	R5. 4. 1	1,536,000	本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業である。また、業務を円滑に実施するためには、芸術・文化に精通し、浜北区内の文化団体を総括する事ができる団体でなければならない。これらの要件を満たしている団体は、浜松市浜北文化協会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区まちづくり推進課 (電話 : 053-586-6201)
450	浜松市地域包括支援センター運営事業業務（北浜）	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R5. 4. 1	固定費 37,092,000 単価分 175,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で北浜地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123)
451	浜松市地域包括支援センター運営事業業務（しんばら）	社会福祉法人天竜厚生会	R5. 4. 1	固定費 31,728,000 単価分 175,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で浜名・庵玉地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123)
452	浜松市地域包括支援センター運営事業業務（於呂）	医療法人社団白梅会	R5. 4. 1	固定費 26,364,000 単価分 175,000	地域包括支援センター運営事業は、適切、公平かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は浜松市包括支援センター運営協議会で中瀬・赤佐地区における委託の承認を受けた唯一の法人である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課 (電話 : 053-585-1123)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
453	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬）	社会福祉法人大善福社会	R5. 4. 1	10,902,500	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。（浜北区北部において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課（電話：053-585-1123）
454	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（平口）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	17,909,500	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に委託するため。（浜北区南部において台帳に登載されている事業所は1事業所のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区 長寿保険課（電話：053-585-1123）
455	令和5年度 浜松市夜間・休日救急医療業務（上半期）	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R5. 4. 1	5,262,789	当該委託業務は医療行為の提供であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた診療報酬により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。さらに、救急医療は速やかに近隣の医療機関に受診できる体制が必要であり、浜北区内で救急医療可能な医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区健康づくり課（電話：053-585-1171）
456	令和5年度 浜松市予防接種等業務（上半期）	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R5. 4. 1	109,781,691	予防接種業務は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた接種費用により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜北区健康づくり課（電話：053-585-1171）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
457	北遠地域民放中波ラジオ送受信施設定期点検業務	株式会社テクノバ	R5. 4. 1	2,178,000	<p>本業務は、SBSラジオ中波放送を放送する中波ラジオ送受信施設の保守点検業務である。業務は放送を停止せず実施するため、放送に影響を与えないよう細心の注意を払って業務を実施することが求められる。</p> <p>特に放送機の特定測定等にあたっては、機器や回線の切り替えを行う必要があり、放送に直接影響を及ぼすものであるため、当該送受信施設の仕様を熟知し、不測の事態に対しても早急に対応できる者が現地で実施する必要がある。</p> <p>そのため、本業務の実施が可能な業者は、SBSラジオ中波放送を行う静岡放送株式会社が指定し、県内すべてのSBSラジオ中波放送の放送施設保守点検業務を実施している株式会社テクノバしかいない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話 : 053-922-0013)
458	天竜区行政連絡業務	天竜区自治会連合会	R5. 4. 1	26,627,850	広報はまつ、議会だより等文書の配布・回覧や簡易な調査等を行うもの。行政からの連絡事項を迅速かつ正確に市民へお知らせすることが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話 : 053-922-0013)
459	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務委託	天竜区観光協会	R5. 4. 1	6,117,000	天竜区観光協会は、区内5地区の観光協会支部会員からなる団体で、天竜二俣駅を拠点に、会員同士等との緊密な連携のもと、観光振興事業等を展開しており、また、天竜区及び周辺の観光情報の収集や、観光案内、情報発信、来訪者の問い合わせ等に対して的確に対応することができる団体が他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0033)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
460	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R5. 4. 1	4,600,000	<p>浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086)
461	浜松市水窪文化会館管理運営業務	地域活性化団体よかつたらみさくぼ	R5. 4. 1	4,700,000	<p>浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086)
462	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほつと龍山	R5. 4. 1	5,115,000	<p>浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
463	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人がんばらまいか佐久間	R5. 4. 1	4, 246, 000	<p>浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。</p> <p>この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。</p> <p>この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086)
464	天竜ものづくり継承施設管理業務委託	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造俱楽部	R5. 4. 1	5, 982, 999	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造俱楽部しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0086)
465	浜松市横山バス待合所外 27 施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	R5. 4. 1	4, 620, 000	株式会社ハマエイは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0027)
466	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	R5. 4. 1	4, 199, 580	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。特に近年においては、突発的な豪雨の増加など気象状況が変化してきており、それに伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業は、大変厳しい気象条件の中で行うこととなり、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められる。また、大会時の救助業務においては、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した技術、経験も必要となってくる。指名業者は、天竜ボート場におけるコース設営、撤去及び救助業務に長期にわたって携わり、上記の条件に対応する技術等を有するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話 : 053-922-0072)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
467	令和5年度 浜松市放課後児童健全育成事業運営業務	社会福祉法人天竜厚生会	R5. 4. 1	28,862,000	天竜区の放課後児童クラブは、平成12年度の本事業の開始以来、社会福祉法人天竜厚生会に委託している。当法人は5つの児童クラブをまとめて委託することが可能であり、コスト軽減の点、また地域の実情に詳しく、子どもの健全育成に関する実績及び地域住民からの高い信頼度を考慮したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話 : 053-922-0023)
468	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人わかつぎ工房	R5. 4. 1	8,455,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である佐久間町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話 : 053-922-0024)
469	浜松市地域活動支援センターⅢ型事業業務	特定非営利活動法人あけぼの	R5. 4. 1	7,680,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業であり、実施要綱に基づき浜松市地域活動支援センターⅢ型事業実施施設・事業者台帳に登載された事業所を運営する法人に委託することとしており、実施区域である春野町において台帳に登載されている事業所が1者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区社会福祉課 (電話 : 053-922-0024)
470	浜松市生活支援ハウス運営事業	社会福祉法人 さくま	R5. 4. 1	8,780,000	介護保険法に規定する老人デイサービスセンター等を運営する社会福祉法人であり、適切な事業運営が確保できると認められた法人である。また、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に規定する施設を保有しているのは、区内では社会福祉法人さくましかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話 : 053-922-0130)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
471	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（天竜（熊除く）、春野（春南除く）、水窪）	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会	R5. 4. 1	21,903,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 ＜対象エリア＞ 上阿多古・下阿多古・二俣・光明・竜川・水窪・春野（春南地区を除く）の7エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課（電話：053-922-0130）
472	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（熊、龍山）	社会福祉法人 天竜厚生会	R5. 4. 1	1,435,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 ＜対象エリア＞ 熊・龍山地域の2エリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課（電話：053-922-0130）
473	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（春野（春南））	社会福祉法人 白龍会	R5. 4. 1	3,283,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 ＜エリア＞ 春野（春南地区）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課（電話：053-922-0130）
474	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業（佐久間（浦川除く））	社会福祉法人 さくま	R5. 4. 1	3,787,000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登載された事業所に業務を委託するため。 ＜エリア＞ 佐久間（浦川除く）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課（電話：053-922-0130）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
475	浜松市地域包括支援センター運営事業（天竜、春野）	医療法人 弘遠会	R5. 4. 1	38,159,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ず、医療法人弘遠会は令和5年2月13日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で天竜、春野地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話 : 053-922-0130)
476	浜松市地域包括支援センター運営事業（佐久間、水窪、龍山）	社会福祉法人 天竜厚生会	R5. 4. 1	33,687,000	地域包括支援センター運営業務は、市の運営方針に基づいた適切な運営の遂行、かつ公正・中立性の確保が必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し承認された法人でなければ受託することが出来ず、社会福祉法人天竜厚生会は令和5年2月13日に開催された浜松市地域包括支援センター運営協議会で佐久間・水窪・龍山地域担当として承認された唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区 長寿保険課 (電話 : 053-922-0130)
477	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（クラウン等）	歯科技工 俊光	R5. 4. 1	1,779,844	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。歯科技工俊光については、本業務を実施できる浜松市入札参加資格を有している唯一の登録業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142)
478	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（義歯等）	ていーす工房	R5. 4. 1	1,224,999	歯科技工物は失った歯の部分を人工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。ていーす工房は技工物のやりとりを来院方式で行う、浜松市入札参加資格に登録している唯一の業者であり、歯科医師と技工士の直接的な打合せが可能であるため意思の疎通を図ることで歯科医師からの要望が伝わりやすい。また、これまでの実績による患者データを所持していることから、精密さを要求される細かい部分に対しても、患者と歯科医師の要望に沿った技工物を速やかに製作することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
479	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 磐周医師会	R5. 4. 1	47,000,000	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142)
480	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人 磐周医師会	R5. 4. 1	11,115,152	本業務の実施に医師免許及び周辺の医療機関の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、天竜区及び磐田市豊岡地区の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142)
481	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R5. 4. 1	3,336,256	本業務は薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が必要不可欠なため、指名競争入札に適さない。指名業者は、市内の薬剤師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話 : 053-925-3142)
482	「Local Coop構想」検討事業業務	一般社団法人Next Commons Lab	R5. 4. 1	6,600,000	<p>自治体や企業と協働しながら、住民自身が参画、意思決定、労働し、自らが地域経営を担い、自らの地域の豊かさと持続性をデザインする「Local Coop構想」は、共助による地域づくりのプロジェクトとしてSustainable Innovation Lab（以下SIL）において提唱され、実証が進められているものである。</p> <p>SILは一般社団法人Next Commons Lab（以下NCL）が主催・運営をしており、浜松市もSILのメンバーとして参加する旨の基本合意書の締結している。</p> <p>そのため、本業務を実施できるのは、SILを主催・運営しているNCL以外にないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区水窪協働センター (電話 : 053-982-0001)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
483	令和5年度 公共事業に伴う権利等の登記事務業務	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会	R5. 4. 1	28,341,000	一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会は、公共の権利登記業務を受託し、その手続きを適正かつ円滑に実施して、市民の権利の保護に寄与することを目的に設立された団体である。多くの司法書士が所属し、組織的な業務執行が可能であるとともに責任の所在が明確である。権利に関する登記業務は、物件が市内に点在し、不定期に発生する。また、物件によって事前の調査方法や法務局との協議内容が異なり、時間を要する場合もあるため、予定価格の算定が困難である。以上により、同協会1者特命の年間契約（複数単価契約）とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部 道路企画課 (電話 : 053-457-2375)
484	次期「まつぼっくり」導入準備業務	ITbook株式会社	R5. 6. 9	10,560,000	市民目線での業務見直しやデジタル化のニーズに対応したサービス選定をするにあたり、業務改善やシステム調達について十分なノウハウを持った事業者を広く募集するため、公募型プロポーザルを実施し、当該業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話 : 053-457-2724)
485	次世代スタートアップ育成事業業務委託	浜松磐田信用金庫	R5. 5. 26	15,000,000	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該事業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825)
486	実証実験サポート事業業務委託	株式会社日本総合研究所	R5. 4. 1	26,000,000	契約相手方は、令和4年度契約にあたり、プロポーザル審査で最適と特定され、随意契約した事業者であり、本業務は実証実験を進めるスタートアップに対する支援等において、継続性が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
487	天竜トライアルオフィス運営業務委託	山ノ舎	R5. 4. 1	6,820,440	契約相手方は、令和4年度契約にあたり、プロポーザル審査で最適と特定され、随意契約した事業者であり、本業務は、施設の運営ノウハウや中山間地域におけるネットワークの維持において、継続性が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825)
488	首都圏企業等との連携によるイノベーション拠点形成事業業務委託	森ビル株式会社	R5. 4. 1	21,999,989	契約相手方は、令和2年度から本市の首都圏企業の動向・意向調査や、首都圏企業への誘致活動を受託し、これまでに、地域企業と共同プロジェクトの検討を行うなど、継続案件も抱えている中、本業務では、首都圏の大企業やスタートアップとの連携や首都圏のイノベーション拠点との連携強化、市域での社会課題解決型イノベーションモデルの創造において、従前の取組との継続性が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825)
489	はままつスタートアップ・イノベーション拠点形成事業ビジョン作成等支援業務委託	一般財団法人しんきん経済研究所	R5. 5. 25	3,499,320	本業務は専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該事業者が本事業に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話 : 053-457-2825)
490	令和5年度はままつ首都圏ビジネス情報センター誘致活動サポート業務委託	株式会社ベンチャーラボ東海支社	R5. 4. 1	6,996,220	契約相手方は、令和4年度契約にあたり、プロポーザル審査で最適と特定され、随意契約した事業者であり、本業務は本市と首都圏企業等との接点創出や企業誘致において、継続性が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (はままつ首都圏ビジネス情報センター) (電話 : 03-3556-2788 )

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
491	令和5年度浜松スタートアップナイト開催事業業務委託	一般社団法人ベンチャー・カフェ東京	R5. 4. 1	2,090,000	本業務は、CIC Tokyoにおいて毎週木曜日に開催されるイベント「Thursday Gathering」を活用するものであり、契約相手方が当該イベントを開催している事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (はままつ首都圏ビジネス情報センター) (電話：03-3556-2788 )
492	すみれの里づくり事業 ミュージカル「白井鐵造物語」制作業務	龍水の都文化体験プログラム実行委員会	R5. 4. 1	1,684,100	ミュージカル制作、公演実績があり、専門的なノウハウ（脚本、音楽、創作など）や、舞台制作等の知識・技術にも精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区春野協働センター (電話：053-983-0001)
493	消防指令管制システムの更新に伴う現行消防指令管制システムの撤去処分業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 6. 13	7,645,000	令和6年1月に新消防指令管制システムへ切り替えを行う。安定稼働のため切り替え前に情報機器の更新が一部必要となり、これらの情報機器には個人情報等が記録されているため早急に回収し適切な保管が必要である。システム更新の受託者である日本電気株式会社でしか切り替え前の機器の回収及び管理が行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 (電話053-475-7551)
494	令和5年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託	・社会福祉法人天竜厚生会 ・社会福祉法人聖隸福祉事業団 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人ひかりの園	R5. 4. 1	2,772,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業所等に委託することできるとされており、要件を満たし、受託する意向が確認できている法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
495	令和5年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	・浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市西・南障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会 ・社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R5. 4. 1	1,248,000	実施要綱に基づき浜松市障がい者相談支援センター5か所及び相談支援事業所シグナルの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
496	(障害者優先調達) 重度心身障害者医療費助成受給者証印刷封入業務	社会福祉法人復泉会	R5. 6. 15	1,222,495	社会福祉法人復泉会は、障害者福祉サービス事業を行う障害者就労施設であり、浜松市内の障害者就労施設の受託可能事務をまとめた『浜松市優先調達名鑑』において、浜松市が今回委託するすべての事務（チラシの印刷・封筒印刷・ラベル貼り・封入作業）が一括して受託できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課（電話：053-457-2034）
497	令和5年度浜松市地域包括支援センター運営事業(大平台)	社会福祉法人 三幸会	R5. 4. 1	31,778,000	地域包括支援センター業務は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 指名業者は、平成19年度から委託している団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会（令和5年2月13日開催）で委託の承認を受ける予定の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課（電話053-597-1164）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
498	令和5年度浜松市地域包括支援センター運営事業(和地)	社会福祉法人 慶成会	R5. 4. 1	37,142,000	地域包括支援センター業務は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 指名業者は、平成18年度から委託している団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会（令和5年2月13日開催）で委託の承認を受ける予定の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164 )
499	令和5年度浜松市地域包括支援センター運営事業(雄踏)	医療法人社団 一穂会	R5. 4. 1	37,142,000	地域包括支援センター業務は、浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱第4条の規定により、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。 指名業者は、平成25年度から委託している団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会（令和5年2月13日開催）で委託の承認を受ける予定の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164 )
500	令和5年度浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人 三幸会	R5. 4. 1	6,820,999	生活支援ハウスたる専用の施設を保有する事業者は、西区において社会福祉法人三幸会だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区長寿保険課 (電話053-597-1164 )
501	令和5年度道路維持修繕国道単独事業 (一) 大輪天竜線外交通管理業務（龍山町大嶺～西雲名）	有限会社静岡ガード	R5. 6. 6	176,634,700	6/2台風に伴う国道152号線の通行止めにより、緊急で迂回路の交通誘導の実施が必要となつた。天竜土木整備事務所管内で同種業務の実績がある有限会社静岡ガードを選定し、業務実施要請の応諾を得たため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	土木部天竜土木整備事務所 (電話：053-926-1561)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
502	令和5年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取組む事業者に対する総合支援業務	株式会社流通研究所	R5. 5. 17	3,846,150	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 (電話 : 053-457-2334 )
503	令和5年度浜松市若年層向け情報発信業務	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	R5. 6. 1	4,400,000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部課 広聴広報課 (電話 : 053-457-2021)
504	個人住民税、法人住民税、軽自動車税等システム改善調査業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	25,096,500	個人住民税システムはパッケージシステムを利用していることから、著作権を保有している事業者でなければ業務改善にかかる影響調査を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話 : 053-457-2166)
505	税法改正に伴う個人住民税システム改修業務	日本電気株式会社浜松支店	R5. 4. 1	16,799,200	個人住民税システムはパッケージシステムを利用していることから、著作権を保有している事業者でなければ改修を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話 : 053-457-2166)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
506	法人住民税システム課税状況調査対応業務	日本電気株式会社浜松支店	R5.4.17	7,936,500	法人住民税システムはパッケージシステムを利用していることから、著作権を保有している事業者でなければ改修を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話 : 053-457-2152)